

唐津市水防計画



令和5年8月改訂

唐 津 市

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の目的と性格	1－1
第2節 用語の定義	1－2
第3節 水防責任	1－10

第2章 水防管理

第1節 水防組織	2－1
第2節 水防資器材及び水防設備の整備	2－5
第3節 水防施設等の監視及び警戒	2－6
第4節 ダム等の管理	2－8
第5節 水防警報	2－11

第3章 水防通信連絡

第1節 県の通信連絡	3－1
第2節 唐津市の通信連絡	3－3

第4章 水防体制及び通報

第1節 県の水防体制	4－1
第2節 唐津市の水防体制	4－11

第5章 水防活動

第1節 堤防等の巡視及び水防箇所等	5－1
第2節 雨量水位等の把握	5－2
第3節 水防警報等の受領	5－3
第4節 水防に関する情報の伝達等	5－4
第5節 水防信号及び標識	5－6
第6節 消防機関の活動	5－8
第7節 水門、閘門の操作	5－9

第6章 自衛隊及び警察官の出動要請

- 第1節 県による自衛隊及び警察官の出動要請…………… 6－1
- 第2節 唐津市による自衛隊及び警察官の出動要請…………… 6－1

第7章 水防管理団体の水防計画及び水防管理団体等との相互協力

- 第1節 水防管理団体の水防計画…………… 7－1
- 第2節 水防管理団体相互の協力…………… 7－1
- 第3節 ボランティア団体の活用…………… 7－1
- 第4節 水防協力団体の指定…………… 7－1
- 第5節 衛生的環境の確保等に対する関係機関との相互連携…………… 7－1

第8章 水防訓練及び水防啓発

- 第1節 県の水防訓練…………… 8－1
- 第2節 唐津市の水防訓練…………… 8－1
- 第3節 水防啓発…………… 8－1

第9章 その他

- 第1節 公用負担…………… 9－1
- 第2節 水防活動実施報告…………… 9－2

第1章 総 則
第1章 総 則

第1節 計画の目的と性格

1 計画の目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、唐津市地域に係る洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ）津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、各河川、ため池及び海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門等の操作、水防のための消防機関の活動、水防管理団体相互間の協力、応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備、避難、立ち退き等の大綱を明示し、もって水防に万全を期することを目的とする。

2 計画の性格

(1) この計画は、唐津市（以下、市という。）の水防に関する基本計画であり、次の性格を有する。

ア 本計画は、市が水防管理者として、法第33条（水防計画）の規定及び防災関係諸法令に基づき、佐賀県水防計画書に依拠して作成し、整合性を図ったものである。

イ 市は、本水防計画に毎年検討を加え、国の防災基本計画及び佐賀県水防計画が修正された場合や、市の防災に関する諸情勢に変化が生じた場合など、この計画に反映させる必要があると認める場合は、あらかじめ、唐津市防災会議に諮らなければならない。

(2) 基本的考え方

ア 市は、平素から佐賀県（以下「県」という。）及び関係機関等と緊密な連携を保持するとともに、水防のための対処等は、本計画に定めるところによるほか、防災等の実施に必要な組織、体制及び災害対処措置等は、別途定める唐津市地域防災計画による。

イ 市は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努め、県知事に届け出なければならない。

第2節 用語の定義

この計画における用語は、次のとおりである。

- 1 佐賀県水防本部
県内における水防を総括するため県が県土整備部に常設するものをいう。
- 2 水防管理団体
水防の責任を有する市町をいう。（法第2条第2項）
- 3 指定水防管理団体
水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるものについて県知事が指定した団体をいう。（法第4条）
- 4 唐津市水防本部
市内における水防を総括するため、市が総務部に設置するものをいう。

《参考》
災害等が発生又はそのおそれがある場合は、災害対策基本法、唐津市災害対策本部条例及び唐津市地域防災計画により、災害対策本部（災害警戒本部、災害情報連絡室（以下「災害対策本部等」という。））を設置する。
- 5 消防機関
消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防本部、消防署、消防団並びに消防職員及び消防団員の訓練機関をいう。（法第2条）第4項
- 6 消防機関の長
唐津市消防本部消防長をいう（法第2条第5項、以下「消防長」という。）。)
- 7 量水標管理者
量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。（法第2条第7項、法第10条第3項）
- 8 洪水予報河川
国土交通大臣又は県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。（法第10条第2項、法第11条第1項）
- 9 水位周知河川
国土交通大臣又は県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川
- 10 水防警報
河川、海岸について洪水、津波又は高潮により災害が発生するおそれがあるとき、国土交通大臣又は県知事が水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（法第2条第8項、法第16条）
- 11 水位到達情報
水位到達情報とは、水位周辺河川において、あらかじめ定めた水防団待機水位

第1章 総 則

(指定水位)、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位、氾濫危険水位(洪水特別警報水位)への到達に関する情報、及び氾濫発生情報のことをいう。

- (1) 【警戒レベル1相当】水防団待機水位(通報水位(指定水位)法第12条1項)

各水防機関が水防体制に入る水位であり、量水標等の設置されている地点ごとに定める。

- (2) 【警戒レベル2相当】氾濫注意水位(警戒水位 法第12条第2項)

水防団の出動の目安となる水位であり、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位をいう。

- (3) 【警戒レベル3相当】避難判断水位

市長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位であり、また、住民に対し、氾濫に関して注意喚起する水位である。

- (4) 【警戒レベル4相当】氾濫危険水位(洪水特別警報水位 法第13条第1項及び第2項)

市長の避難指示の発令判断の目安となる水位であり、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。

- (5) 【警戒レベル5相当】氾濫発生

○図1-1 【河川の水位危険度レベル】 (1-5ページ)

○図1-2 【洪水時等に関する防災情報の体系要約図】 (1-6ページ)

○別表1-1 【松浦川水系洪水予報レベル】 (1-7ページ)

12 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

13 国管理河川重要水防区間

国管理工事施工河川で予想される危険箇所は、国土交通省統一の重要水防箇所評定基準(案)により、水防上最も重要な区間(A)、次に重要な区間(B)及び要注意区間を別表1-2の基準で選出し、特に水防時に重点的に巡視すべき区間として重点区間を設定する。

○別表1-2: 【重要水防箇所評定基準(案)】 (1-8ページ)

14 県河川重要水防区間及び危険度評定基準

県管理河川の改修計画規模は、比較的小規模のため、改修区間でも計画規模を超える出水により被害発生のおそれもある。このため河川のはん濫によって特に被害が大きいと思われる区間について、異常増水時の警戒等の水防対策を行うよう、改修済区間も含めて、重要水防区間として表示する。その基準については、以下のとおりである。

- ・ 堤防の決壊及び堤防から水があふれること等により床上浸水 10 戸以上又は床下浸水 50 戸以上の被害を与える区間
- ・ 堤防の決壊及び堤防から水があふれること等により公共施設(建物、道路、鉄道等)に重大な被害を与える区間
- ・ 堤防の決壊及び堤防から水があふれること等により農地 60ha 以上に被害を与える区間

第1章 総 則

おそれのある危険箇所を、水防上特に重要な箇所（A）、次に重要な箇所（B）、重要な箇所（C）の3段階に分け別表1－3の基準により区分する。

○別表1－3：【危険度評定基準】（1－9ページ）

図 1—1 【 河川の水位危険度レベル 】

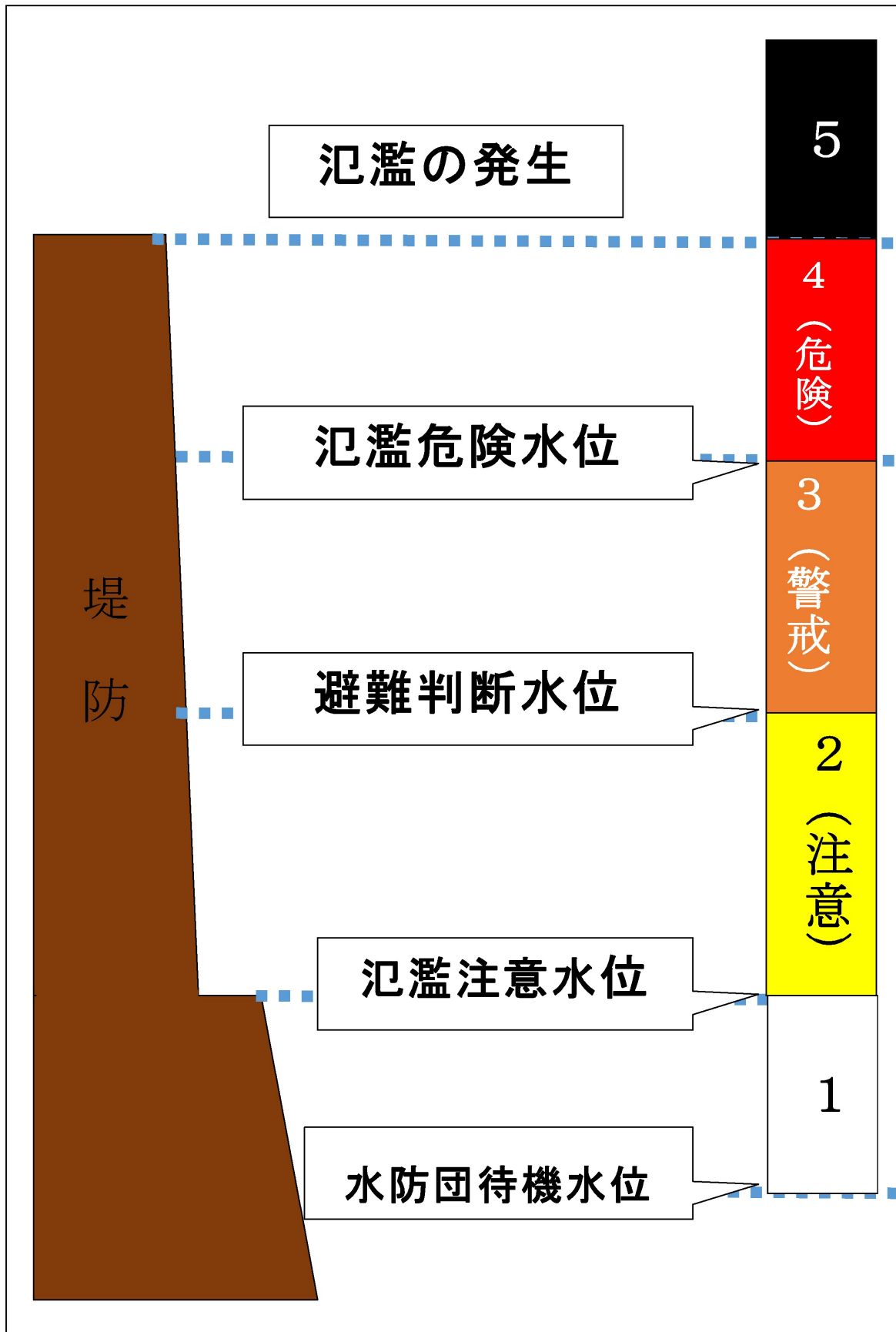
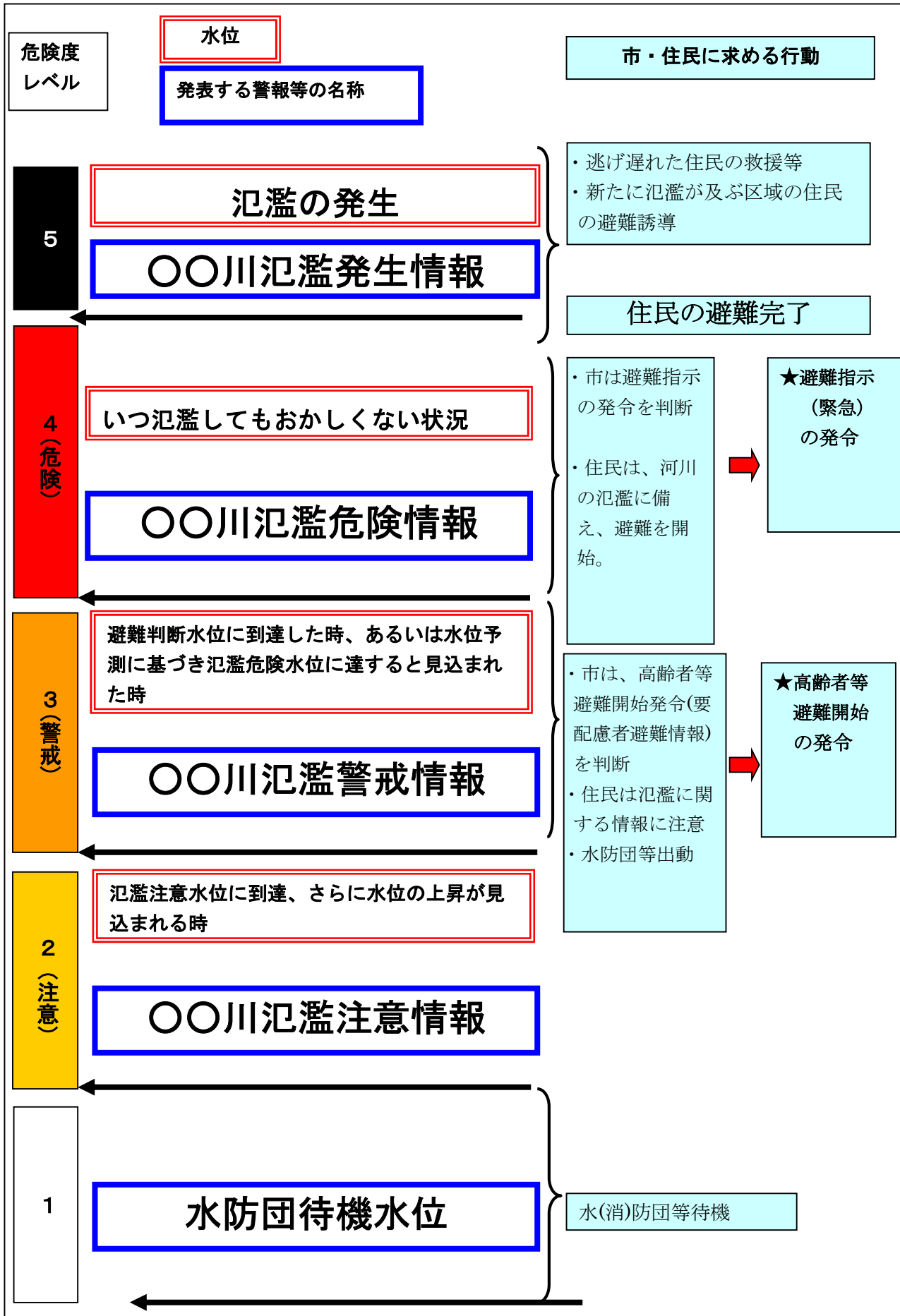


図1-2 【 洪水時等に関する防災情報の体系要約図 】



別表 1－1 【松浦川水系洪水予報レベル】

河川名	松浦川		徳須恵川	巖木川
水位観測所	牟田部	川西橋	徳須恵橋	中島橋
氾濫危険水位	7. 4 m	6. 8 m	5. 2 m	2. 4 m
避難判断水位	6. 9 m	6. 5 m	4. 5 m	2. 1 m
氾濫注意水位	6. 5 m	4. 5 m	3. 7 m	1. 9 m
水防団待機水位	5. 5 m	2. 9 m	2. 9 m	1. 6 m

別表 1－2 【重要水防箇所評定基準（案）】

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に係る変状が集中している箇所 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変化の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に深掘れされているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

別表 1－3 【危険度評価基準】

水防上の危険度 ランク 項 目	A (特に重要な箇所)	B (次に重要な箇所)	C (重要な箇所)
堤防高 (流下能力)	・ 時間雨量 30 mm程度以下の流下能力しかない区間	・ 時間雨量 30～50 mm程度の流下能力しかない区間	—
堤体の強度・ 断面	・ 堤防断面狭小で、堤防高に比較して堤防の上端が狭い区間（計画断面の1/2程度以下） ・ 堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績のあるもの又はそのおそれの高い区間	・ 堤防断面が不足している区間（計画断面の2/3程度以下の区間） ・ 工事後1年未満の盛土、埋戻区間 ・ 漏水の実績があり、これに対し応急措置が講じられる区間	・ 堤体又は基礎地盤等の土質不良により、不良沈下等が予想される区間 ・ 漏水により堤体破損の不安が考えられる区間
水衝箇所	・ 洪水時水衝部となり堤防斜面保護工が破損、堤防の決壊又は決壊寸前程度の一部流出実績があり、再度被災のおそれのある区間	・ 低水、高水護岸が不完全と考えられる区間	・ 低水、高水護岸が完全にあるが水防上注意を要する区間
深掘れ箇所	・ 堤脚又は護岸の根固めが深掘りされ、危険が予想される区間	・ 河床の低下が著しく、護岸、堤脚等が洗掘されるおそれのある区間	・ 河床が低下し、水防上注意を要する区間
その他	・ 横断工作物の設置時期が古く不慮の事故が予想される箇所又は工事中の箇所で危険が予測される箇所	・ 護岸工事が未施工又は工事中で危険が予想される箇所	・ その他水防上注意を要する区間
※ 2以上の項目に該当し、危険度ランクの違う場合は上位ランクに評価する。			

第3節 水防責任

水防の責任は、水防法により次のように規定されている。

- 1 市の水防管理団体としての責任
市の管轄区域における水防を十分に果すべき責任を有する。（法第3条）
- 2 県の責任
 - (1) 県内における水防管理団体（水防の責任を有する市町等）が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。（法第3条の6）
 - (2) 県知事（県の水防本部長）の責任
 - ア 国土交通大臣が指定した河川、湖沼以外の河川、湖沼で洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて水防警報を発しなければならない。（法第16条第1項）
 - イ 水防警報を発したとき、国土交通大臣の発した水防警報の通知を受けたときは、県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。（法第16条第3項）
 - ウ 水防信号を定めなければならない。（法第20条）
- 3 気象庁長官（佐賀地方気象台長）の責任
気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認めるときは、その状況を国土交通大臣及び県知事に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第10条第1項）
- 4 水防管理者及び量水標管理者（県水防計画で定められた者）の責任
 - (1) 洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が県の水防計画に定める水防団待機水位（通報水位）をこえるときは、その水位の状況を県の水防計画で定めるところにより関係者に通報しなければならない。（法第12条第1項）
 - (2) 県の量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（「㊦はん濫注意水位」）を超えるときは、その水位の状況を、県の水防計画で定めるところにより公表しなければならない。（法第12条第2項）
- 5 国土交通大臣（武雄河川事務所長）の義務
 - (1) 洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、水防警報を発ししなければならない。（法第16条第1項）
 - (2) 水防警報を発したときは、直ちにその警報事項を県知事（水防本部長）に通知しなければならない。（法第16条第2項）
- 6 水防管理者（市長）と消防長の義務
 - (1) 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。（法第17条）

- (2) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。（法第 25 条）
- (3) 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、できる限り、はん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。（法第 26 条）

7 居住者等（一般住民）の水防義務

- (1) 水防管理者、消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（法第 24 条）
- (2) 住民は、法第 24 条の規定により、水防管理者、消防機関の長より水防のため出動を命ぜられた場合は、直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。
また、常に気象情報に注意する。
- (3) 住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。（災害対策基本法第 7 条 2）

第2章 水 防 管 理

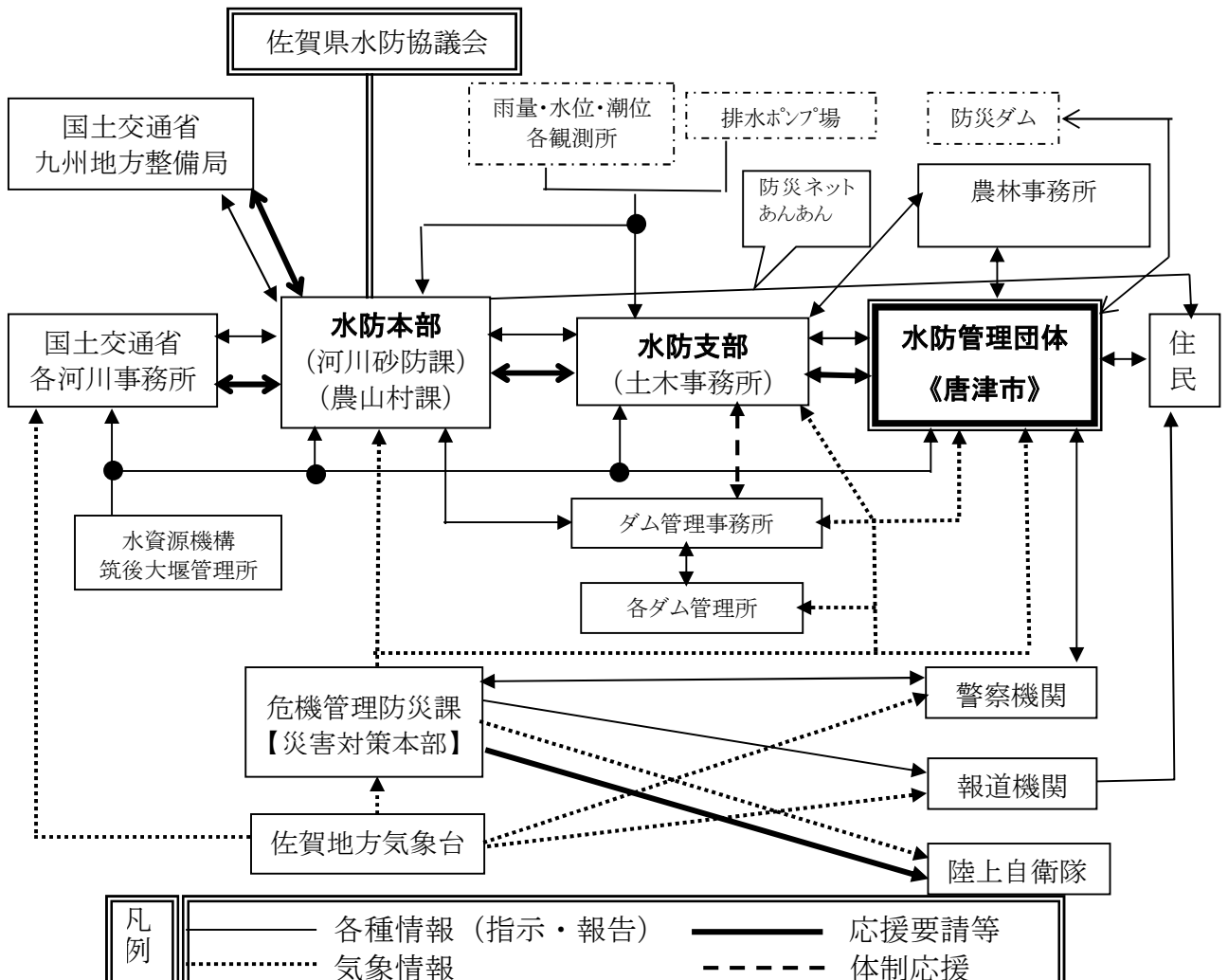
第1節 水 防 組 織

1 県の水防組織

県は、水防計画により次のように定めている。

- (1) 県は、水防の統轄連絡をはかるため、佐賀県水防本部及び支部を常設し、法第10条第1項及び気象業務法第14条の2第1項の規定による水防に関係のある気象状況の通知を受けたときは、その危険が解消するまでの間、水防配備体制をとる。
- (2) 水防本部は、佐賀県県土整備部に、支部は各土木事務所におく。
- (3) 水防本部は、知事を本部長とし、関係各課（建設・技術課、農山漁村課、下水道課、まちづくり課、河川砂防課、道路課、港湾課ほか県土整備部所管課）職員で各課の長があらかじめ定める者をもって編成する。
- (4) 支部は、各土木事務所の長を支部長とし、その職員をもって編成し、各土木事務所を単位に5支部を設ける。
- (5) 県の水防組織は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定により県に災害対策本部が設けられた場合、災害対策本部に包括され水防事務を処理する。詳細については、佐賀県地域防災計画及び佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

ア 水防体制



イ 水防本部及び水防支部の編成、分担任務

- 資料編：「別表第1：水防本部の編成及び分担任務(県)」
「別表第2：水防支部等の編成及び分担任務(県)」

2 水防管理団体

(1) 県内の水防管理団体

県内の水防管理団体は、次のとおり 20 団体である。うち、水防法第4条に基づき水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として指定した団体は◎印のとおりに 18 団体である。(昭和 43 年 4 月 1 日佐賀県告示第 131 号)

土 木 事務所	水防管理 団 体	分 団 数	消防 職員	消防 団員	土 木 事務所	水防管理 団 体	分 団 数	消防 職員	消防 団員
佐賀	◎佐賀市	47	450	3,229	伊万里	◎伊万里市	11	129	886
	◎多久市	5		357		◎有田町	4		445
	◎小城市	12		791		◎武雄市	10	212	1,314
東部	◎神埼市	8	149	942	杵藤	◎大町町	2		190
	◎吉野ヶ里町	9		461		◎江北町	3		315
	◎鳥栖市	5		305		◎白石町	10		1,017
	基山町	-		171		◎鹿島市	6		649
	◎みやき町	3		530		◎太良町	5		500
	◎上峰町	-		150		◎嬉野市	7		987
唐津	◎唐津市	47	182	3,332	合計		198	1,122	16,913
	玄海町	4		342					

(2) 市の水防体制

ア 水防管理団体及び水防管理者

水防法第2条及び第4条並びに県水防計画により、水防管理団体として唐津市が、水防管理者として唐津市長が、それぞれ指定されている。

(昭和 43 年 4 月 1 日佐賀県告示第 131 号)

イ 唐津市水防本部

- (ア) 市域における水防を総括するため、総務部に置き、県水防本部（河川砂防課等）及び県水防支部（唐津土木事務所）等と緊密な連携を保持し、水防に関する事務を行い、これらの状況が解消するまでの間水防配備体制をとる。
- (イ) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定及び唐津市災害対策本部条例により、市に災害対策本部等が設置された場合は、これらの災害対策本部等に唐津市水防本部を包括する。
- (ロ) 水防組織と災害対策本部等の関係
- (エ) 災害発生又はそのおそれがある場合の体制

水防管理に関し、法第 10 条第 1 項及び気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)第 14 条の 2 第 1 項の規定により、洪水又は高潮のおそれがあると認められるとき、水防に係る気象状況の通知を受けた場合で、災害発生又はそのお

それがある場合にあっては、市災害対策本部条例に基づき「災害情報連絡室」「災害警戒本部」「災害対策本部」の体制を確立し災害等対処体制をとり、唐津市地域防災計画等に基づき、これらに係る事務等を行う。

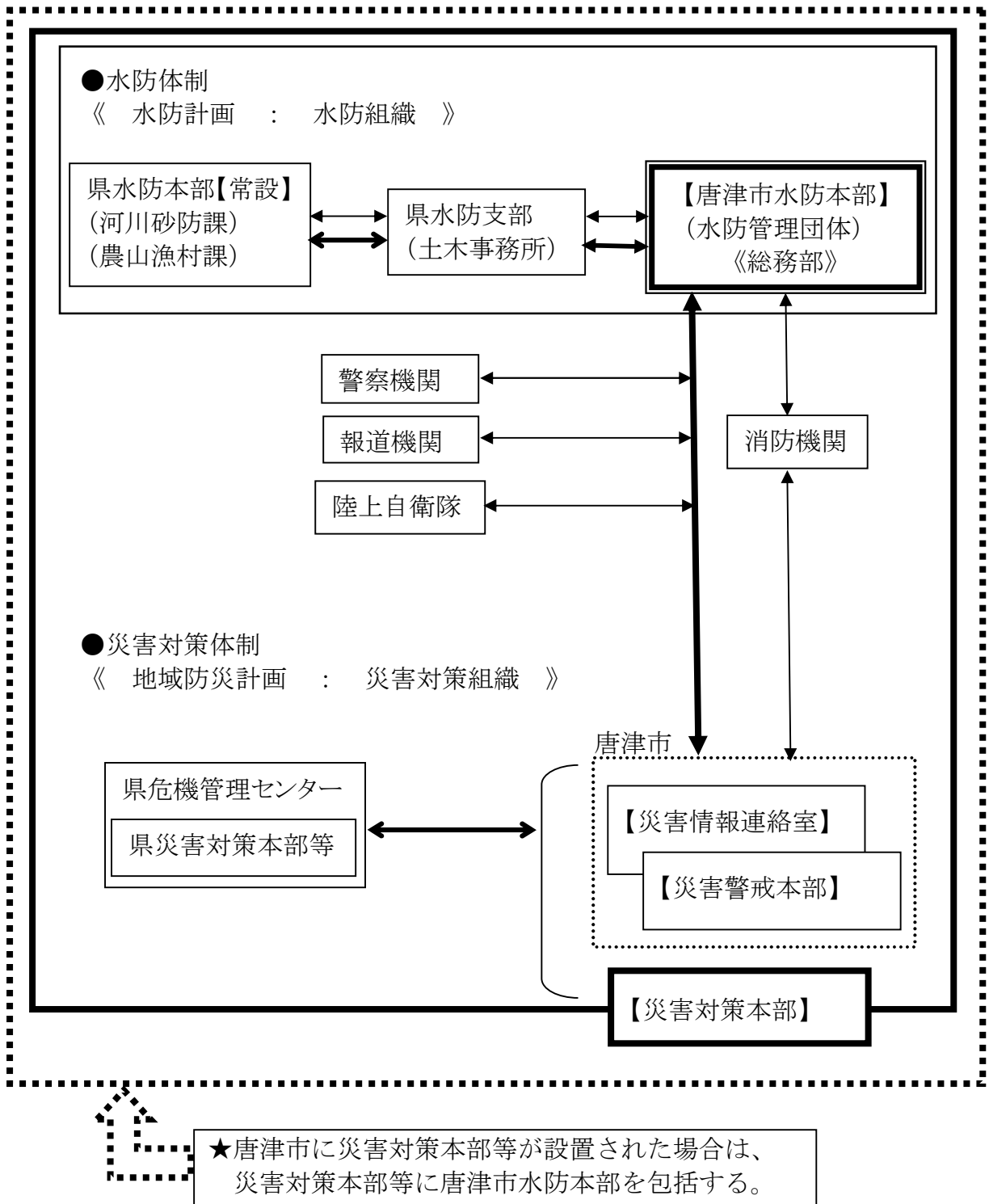
(3) 水防管理団体間における協力、応援

ア 水防管理団体相互に、協力応援等水防事務に関して相互協定の締結を推進し、非常態勢の準備を充実する。

イ 災害発生及びそのおそれがある場合においては、唐津市地域防災計画に示す消防相互応援協定関係協力都市と相互に協力する。

○図 2－1：【唐津市水防、災害対策組織（抜粋）】（2－4 ページ）

図2－1 【唐津市水防、災害対策組織（抜粋）】



第2節 水防資器材及び水防設備の整備

1 水防倉庫の設置場所

(1) 法第2条及び県水防計画に基づき、水防管理団体として、市は、水防上重要と認められる場所に水防倉庫を設置する。

(2) 水防倉庫の設置状況

河川名	管理者	所 在 地	倉庫の名称
松 浦 川	唐津市長	唐津市西城内 1 番地 1	唐津市水防倉庫 (唐津消防団本部倉庫)
		〃 久里 1791 番地 1	久 里水防倉庫
		〃 千々賀 1354 番地 3	千々賀 〃
		〃 石志 3317 番地 1	石 志 〃
	〃	〃 相知町相知 2055 番地 1	相知町 〃
徳須恵川	〃	〃 北波多徳須恵 1097 番地 4	北波多 〃
浜玉全河川	〃	〃 浜玉町浜崎 1445 番地 1	浜玉町 〃
厳木川	〃	〃 厳木町本山 369 番地 7	厳木町本山 〃
		〃 厳木町厳木 997 番地	厳木町 〃
		〃 厳木町鳥越 736 番地 3	厳木町鳥越 〃
そそろ 座 川	〃	〃 肥前町入野甲 1703 番地	肥前町 〃
江頭川	〃	〃 呼子町呼子 1995 番地 1	呼子町 〃
野元川 江頭川 湊 川	〃	〃 鎮西町名護屋 1530 番地 1	鎮西町 〃
県		〃 二夕子三丁目	唐津土木事務所

2 水防資器材の備蓄

水防倉庫に、県水防計画に示されている次の水防資器材備蓄基準の水防資器材を備蓄する。

《水防資器材備蓄基準》

水防資器材備蓄基準（一倉庫当り）										
品名	杭木	かます (土のう)	縄	掛矢	スコップ	鋸	斧	照明器	たこ	鉄線
数量	本 80	枚 750	kg 75	丁 5	本 10	丁 5	丁 5	個 5	丁 5	kg 20

- ※1 以上の外、ペンチ、竹材、ザル等水防工法上必要な資器材を備蓄しておく。
 ※2 倉庫内の備蓄資器材は厳重に保管し、緊急の際十分役立つよう整備しておく。
 ※3 補充資器材確保のため、必要に応じて、市内の資材業者及び一般民家の手持資材を調査し、緊急のときにおける補給に備える。

3 水防資器材備蓄の現況

(1) 県の現況

- 資料編：「別表第3：水防倉庫の現況表(県)」

(2) 市の現況

- 資料編：「別表第4：水防資器材備蓄の現況(市)」

第3節 水防施設等の監視及び警戒

1 水防施設等の監視及び警戒の重点地区

- (1) 市は、法第2条及び県水防計画に基づき、水防管理団体として、水防上重要と認められる施設等の重点区域を重視して、武雄河川事務所及び県（唐津土木事務所）等と連携をとり、国及び県が管理する河川等に関する情報を収集し、災害等の未然防止に努める。
- (2) 市は、水防管理団体として、防災パトロール等の機会を活用し、水防上重要と認められる施設等の危険度及び対処の優先度等を把握し、事後の対応策に反映する。また、県及び関係機関等と緊密な連携を保持し、雨量等の状況により監視及び警戒を行う。
- (3) 国（国土交通省）及び県（唐津土木事務所）が、予測している漏水、越水、決壊等の重要水防箇所は次のとおりであり、市の水防活動が予想される箇所として活用する。

ア 河川の重要水防箇所

(ア) 国土交通省関係

a 重要水防区域

Aランク		Bランク		重点区間		要注意		計	
箇所数	延長 (m)	箇所数	延長 (m)	箇所数	延長 (m)	箇所数	延長 (m)	箇所数	延長 (m)
61 (37)	31,200 (16,200)	100 (84)	47,000 (39,300)	16 (12)	1,420 (920)	0 (0)	0 (0)	177 (133)	79,620 (56,220)

《注》上記（ ）の中の数値は、唐津関係箇所数で、内数

b 重要水防工作物

Aランク	Bランク	計
35箇所 (24箇所)	13箇所 (10箇所)	48箇所 (34箇所)

《注》上記（ ）の中の数値は、唐津関係箇所数で、内数

●資料編：

「別表第5－1：重要水防区域及び重要水防工作物一覧表（Aランク）」

「別表第5－2：重要水防区域及び重要水防工作物一覧表（Bランク）」

「別表第5－3：重要水防区域一覧表（重点）」

「別表第5－4：重要水防区域一覧表（要注意）」

(イ) 県関係

a 重要水防区間及びその危険と予想される区間

重要水防区間		重要水防区間のうち水防上特に重要な箇所(A)		重要水防区間のうち水防上次に重要な箇所(B)		重要水防区間のうち水防上重要な箇所(C)		計	
箇所数	延長 (m)	箇所数	延長 (m)	箇所数	延長 (m)	箇所数	延長 (m)	箇所数	延長 (m)
20	50,800	0	0	4	2,780	2	3,600	6	6,380

《注》数値は唐津土木事務所管内

●資料編：「別表第5－5：重要水防区間及びその危険と予想される区間(県河川)」

b 重要水防区間外で危険と予想される区間

箇所数	延長(m)
16	7,245

《注》数値は唐津土木事務所管内のうち唐津市関係

●資料編：「別表第5－6：重要水防区間外で危険と予想される区間(県河川)」

イ 交通不能予想道路（市道）、橋梁

冠水、流失その他の原因で交通不能が予想される箇所

●資料編：「別表第6：洪水時、冠水等により交通不能が予想される道路」

「別表第7：洪水時、冠水等により交通不能となるおそれのある橋梁」（該当なし）

ウ 水防警戒を要するため池、海岸、堤防

警戒を要するため池、海岸、堤防

●資料編：「別表第8：水防警戒を要するため池」

「別表第9：警戒を要する海岸堤防」

エ 土石流危険渓流

●資料編：「別表第10：土石流危険渓流数」

オ 地すべり、急傾斜地崩壊危険箇所

●資料編：「別表第11：地すべり危険箇所数」

「別表第12：急傾斜地崩壊危険箇所数」

2 浸水想定区域及びハザードマップ

(1) 国土交通大臣及び県知事は、洪水予報を伴う河川及び避難危険水位（特別警戒水位）を通知する河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。（法第14条）

(2) 市地域防災計画に定める事項

市防災会議は、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置として市地域防災計画について次の事項について定めるものとする。

ア 洪水予報、避難判断水位情報の伝達

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ または高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の避難を確保する必要がある場合にはこれらの施設の名称及び所在地

(3) ハザードマップ等による周知措置の徹底

浸水想定区域をその区域に含む市長は、国土交通省令で定めるところにより、市地域防災計画において定められた上記2の各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村長にあっては、土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を記載したハザードマップの配布その他の必要な措置を講じなければならない。（法第15条の4）

第4節 ダム等の管理

1 国及び県が管理するダム管理情報の収集及び関係機関との連携

(1) 市は、市域に所在するダム管理情報を県等関係機関から収集し、市の水防管理事務に反映する。

(2) 市域に所在するダム管理関係機関及び連絡先

機 関 名		局名	局番	電話番号(代表)	優先指定電話番号
県	伊岐佐ダム管理所	相知	0955	(62) 3892	(62) 3892
	平木場ダム管理所	唐津	0955	(74) 4717	(74) 4717
国土交通省	厳木ダム管理支所	厳木	0955	(63) 2500	(63) 2500

2 県によるダムの管理

県は、県水防計画、第8章「ダムの管理・水門等の操作」に、次のように定めている。(唐津市域関連事項のみ抜粋)

(1) 河川法第52条の規定に基づく河川管理者の指示に従うとともに、災害の発生防止又は災害の軽減に努めなければならない。

(2) ダムからの放流に伴う下流の河川の安全の確保にあたっては、ダムの操作とこれに伴う危険の防止措置及び水防管理者の水防活動との連携を、あらかじめ十分に図っておくこと。

(3) 水防支部は、次の事項に特に留意すること。

ア ダムの操作状況を把握しておくこと。

イ ダムからの放流時においては、下流河川の状況を把握し危険防止に努めること。

(4) ダムの操作は、各操作規則、細則および下記によるものとする。

ア 洪水

洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が別表2-1【各ダムにおける洪水、洪水期間並びに非洪水期間】（2-9ページ）に示す量以上である場合における当該流水とする。

イ 洪水期間及び非洪水期間

常時満水位およびサーチャージ水位は、別表2-1【各ダムにおける洪水、洪水期間並びに非洪水期間】（2-9ページ）に示すものとする。

ウ 洪水警戒体制とその処理

(ア) 西部地区ダム事務所長（以下「所長」という。）は、佐賀地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき、その他洪水が予想されるときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

(イ) 所長は、洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

① 県土整備部河川砂防課、佐賀地方気象台その他の関係機関との連絡並びに気象、水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

② 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的变化を予測すること。

③ 洪水調節計画を遵守すること。

④ ゲート及びバルブの操作に必要な機械及び器具の点検並びに整備その他ダム操作に関し必要な措置をとること。

エ 各ダムの洪水調節

(7) 伊岐佐ダム

所長は、流入量が毎秒 33.0 立方メートルに達した後は、コンジットゲートを 98 パーセントの一定開度に保つ方法により洪水調節を行う。ただし、水位が 268.3 メートル以上にある場合で、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めたときは、この限りではない。

(イ) 平木場ダム等

洪水調節等は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

オ 洪水調節等の後における水位の低下

所長は、洪水調節を行った後又は洪水に達しない流水の調節を行った後、水位が常時満水位を越えているときは、すみやかに水位を常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

カ 洪水に達しない流水の調節

所長は、気象、水象及びその他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

キ 洪水警戒体制の解除

所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

ク 放流の通報

所長は、ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、特定多目的ダム法(昭和 32 年法律第 35 号)第 32 条の規定に準じて、別に定める関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

ケ ゲート等の操作記録

所長は、洪水調節を行ったとき、洪水に達しない流水の調節を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかななければならない。

(ア) 気象及び水象の状況

(イ) ゲート等の操作事由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作開始及び終了の年月日及び時刻、ゲート等の開度並びにゲート等の操作による放流量及び水位の変動

(ロ) ダム及びダムの関連施設並びに貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床の変動の状況

(ハ) 放流に伴う警報及び連絡に関する事項

(ニ) その他特記すべき事項

(ホ) 各ダムにおける洪水、洪水期間及び非洪水期間

別表 2 - 1 【各ダムにおける洪水、洪水期間並びに非洪水期間】

ダム名	流入量 (m^3/s)	常時満水位 N W L (m)	サーチャージ水位 S W L (m)
伊岐佐ダム	33.0	250.50	271.50
平木場ダム	7.0	75.10	81.90
巖木ダム	80.0	199.10	218.00

● 特定多目的ダム法（多目的ダムの管理）

（放流に関する通知等）

第 32 条 国土交通大臣又は多目的ダムを管理する都道府県知事は、多目的ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とする。

3 市による堰堤等の管理

(1) 市は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。）第 96 条の 4 で準用する同法第 57 条の 2 の規定に基づき国営土地改良事業に係る農業用排水（基幹水利）施設で規則で定めるものの維持、操作その他の管理を行う。

（唐津市営土地改良事業上場地区の農業用排水施設の管理に関する条例（平成 17 年 1 月 1 日条例第 196 号））

(2) 堰堤の管理

市は堰堤の管理者として、ダムの水位変動を常に監視し適正な管理を行う。

(3) 樋門・排水ポンプの管理

ア 樋門及び排水ポンプが水防に果たす役割は重要なものである。市は管理受託者として、樋門・排水ポンプの管理に関し運転の万全を期する。

イ 留意事項

(ア) 事故防止

(イ) 運転開始、停止時期の適正化

(ウ) 水位変化の記録

(エ) 運転日記の記帳

●資料編：「別表第 13：樋門・排水ポンプ等一覧表」

第5節 水防警報

県は、水防警報について、水防計画で次のように定めている。

1 県知事が行う水防警報

県知事は、気象状況、雨量水位の通報及び堤防などの巡視連絡等を総合的に判断し、洪水又は高潮等によって災害が発生するおそれがあると認めるとき、水防警報を発表する。

2 水防警報の発表者

水防警報は河川に関しては水防支部長、海岸に関しては、海岸が数支部にわたり、ひとつの支部で判断が困難なものについては、水防本部長、それ以外は水防支部長が発表するものとする。

3 指定河川及び海岸

法第16条第1項の規定により、県知事が指定した水防警報を発表する河川及び海岸は次のとおりである。

番号	河川・海岸名	区 域	水防警報 発令者
1	半田川	唐津市半田県道半田鬼塚線半田橋から松浦川合流点まで	水防 支部長
2	宇木川	唐津市宇木門田橋から半田川合流点まで	
3	玉島川	唐津市浜玉町五反田築場橋から海まで	
4	横田川	唐津市浜玉町横田上唐人川橋から玉島川合流点まで	
5	浜玉唐津海岸	唐津市浜玉町浜崎字浜崎虹の松原から唐津市唐房漁港まで	

4 水防警報の発表基準

指定河川及び海岸の水防警報の種類及び発表の基準は次のとおりである。なお、上記「3 指定河川及び海岸」以外の河川及び海岸などについては当計画に準じ、水防管理者においてあらかじめ計画を定め自主的に行わなければならない。

(1) 河川

段 階	内 容
待機警報	量水標等の設置されている地点ごとに知事が定める通報水位である水防団待機水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき、水防に係りのある機関の職員に待機を水防支部長が警報するもの。
準備警報	水防団待機水位を越え、氾濫注意水位を突破すると思われるとき、水防に係りのある機関の職員の出動を行い水防資器材の整備点検、水門などの開閉時の準備を水防支部長が警報するもの
出動警報	氾濫注意水位に達し、なお、上昇の見込みがあるとき、水防に係りのある機関の職員の出動を水防支部長が警報するもの
解 除	氾濫注意水位を下り再び増水のおそれがないと思われるとき、水防活動の終了を水防支部長が通知するもの

地震による堤防の漏水・沈下等の場合は、上記に準じて水防支部長が水防警報を
発表する。

(2) 海岸

段 階	内 容
待機警報	台風情報により、台風接近が確実になったとき、水防に関係のある機関の職員に待機を警報するもの。
準備警報	台風が接近し、高潮の恐れがあると思われるとき、水防に関係のある機関の職員の出動を行い水防資器材の整備点検、水門などの開閉時の準備を警報するもの。
出動警報	高潮水位に達し、なお、上昇が激しくなる見込みがあるとき、水防に関係のある機関の職員の出動を警報するもの
解 除	高潮水位を下り再び潮位の上昇が激しくなる見込みがなくなったとき水防活動の終了を通知するもの
地震による津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。	

●資料編：「別表第 14：県知事が行う水防警報対象量水標及び条件」

5 津波に関する水防警報

県知事は、河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は県知事が指定した海岸・河川について、水防警報を発表したときは、関係水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通知するものとする。

(1) 水防警報の発表者

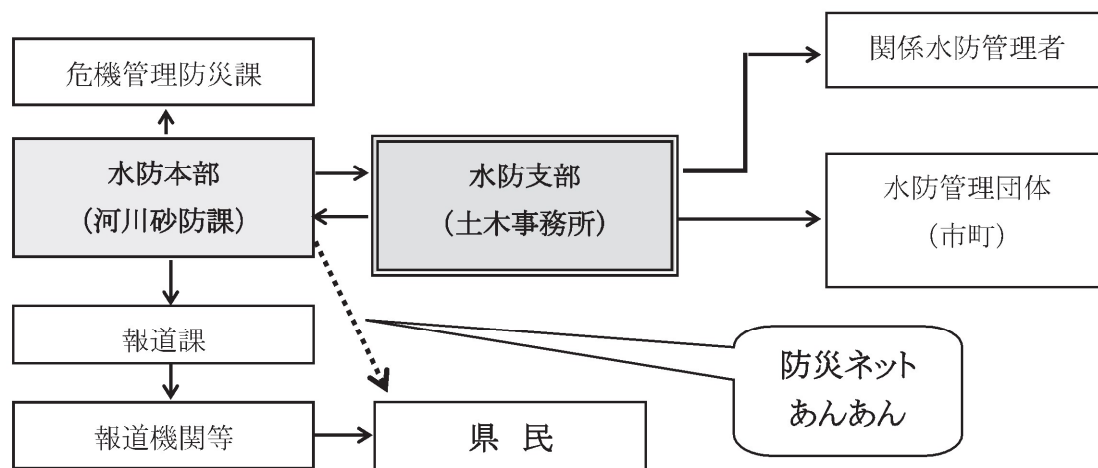
津波に関する水防警報は、その区域が数支部にわたり、ひとつの支部で判断が困難なものについては、本部長、それ以外は支部長が発表するものとする。

(2) 水防警報の発表基準（津波の影響を受ける河川・海岸）

段 階	内 容	発表基準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

6 通報系統

県が行う水防警報の通報系統は、次のとおりである。



●資料編：「別表第 15：総合水防通信体系図」

7 国土交通大臣が水防警報を発令する河川

(1) 河川の指定

法第 16 条第 1 項の規定により国土交通大臣の指定した河川は、次のとおりである。

河川名	区 域
松浦川	両岸:武雄市若木町本部字野々瀬萩ノ尾井堰から海まで
厳木川	左岸:唐津市厳木町大字広瀬字篠の坂 667 番の 4 地先 } から幹川 右岸: " " " 字立草 2386 番の 1 地先 } 合流点まで
徳須恵川	両岸:伊万里市南波多町高瀬字大前田 1291 番の 2 の市道橋から幹川合流点まで

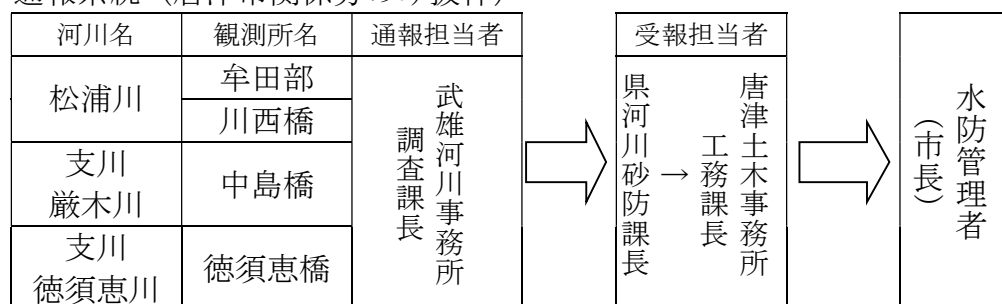
(2) 水防警報の発令

国土交通大臣が行う水防警報の発令者及び通報系統は、次のとおりである。

河川名	発令者	責任者官職
松浦川	武雄河川事務所	所長 国土交通技官

●資料編：「別表第 16：国土交通大臣が行う水防警報対象量水標及び条件」

(3) 通報系統（唐津市関係分のみ抜粋）



(4) 水防警報の様式

様式 2-1：「水防警報」（2-14 ページ）

様式 2-2：「水防警報」（2-15 ページ）

様式2-1

水 防 警 報

水防警報 第 号	種 別	河 川 名	観測所名
	待機 準備 出動 解除		

発表日時 年 月 日 時 分 発表 土木事務所 (TEL)

☐ 【警戒レベルレベル1相当】待機 準備
 _____の水位は_____日 _____時 _____分 には
 イ・氾濫注意水位を突破すると思われるので
 水防団待機水位に達し
 ロ・1時間に_____cmの割合で上昇していますので
 今後の状況により、出動できるように（イ 待機、ロ 準備）してください。

☐ 【警戒レベルレベル2相当】出動
 _____の水位は_____日 _____時 _____分 には
 イ・尚、上昇していますので
 氾濫注意水位に達し
 ロ・1時間に_____cmの割合で上昇していますので
 出動して嚴重に警戒してください。

☐ 【警戒レベルレベル3相当】警戒
 _____の水位は_____日 _____時 _____分 には
 イ・まだ増水の見込みがありますので
 避難判断水位に達し
 ロ・ましたので
 洪水による災害の発生に嚴重に警戒してください。

☐ 解除
 _____の水位は_____日 _____時 _____分 に_____mを最高として
 減水を始め
 _____日 の _____時 _____分 現在では_____mで、
 再び水位の上昇はないと思われますので、水防警報を解除します。

(水防団待機水位 _____m) (氾濫注意水位 _____m)

発 信 名			受 信 者		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻

様式2-2

水 防 警 報

発表番号	種 別	海岸名	発表日時	発 表 者
水防警報 第 号	待機 準備 出動 解除		月 日 時 分	

台風 号の中心は、 年 月 日 時 分現在、北緯 度 分、東経 度 分
にあって、1時間におよそ キロの速さで に進んでいます。

1 台風が中心がこのまま進みますと、佐賀県に
接近することが確実であるため、 では水防団の待機が必要です。

2 台風が中心がこのまま進みますと、佐賀県を
通過する恐れがあります。このため、 では、高潮が予想されますので、
水防団の準備が必要です。

3 台風が中心がこのまま進みますと、佐賀県に
上陸し、することが確実になりました。 であるため、 では水防団
の出動が必要です。

4 では、満潮時間も過ぎ潮位が下がり、
高潮の心配もなくなったので、水防警報を解除します。

の潮位： 日 時 分現在 + m

(警戒潮位 + m)

発 信			受 信		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻
		:			:
		:			:
		:			:
		:			:
		:			

第3章 水防通信連絡

通信連絡の確保は水防活動の根源である。特に大災害時に発生する通信混乱の対策確立と連絡の迅速確実を期するため、有線及び無線通信施設の有効利用に努めるものとする。

第1節 県の通信連絡

県は、水防通信連絡等について次のように定めている。

1 県の無線通信

(1) 無線通信施設

ア 県の無線通信施設としては、防災行政無線、水防マイクロ無線があり、水防活動に必要な情報の収集、伝達に使用している。

防災行政無線は県庁～県現地機関～市町、消防本部間を、また水防マイクロ無線は国土交通省～国土交通省出先機関～都道府県間を、防災、応急救助、災害復旧に関する業務を遂行するため使用する。

イ 回線系統、構成

●資料編：

「別表第15：総合水防通信体系図」

「別表第17：佐賀県防災行政通信ネットワークシステム系統図」

「別表第18：移動局一覧表」

「別表第19：雨量レーダー回線系統及び機器構成図」

(2) 専用通信施設の使用

水防上緊急を要する通信については、法第27条、災害対策基本法第57条、第79条及び電波法第52条の規定により、次の専用通信施設を使用することができる。

警察通信施設、国土交通省通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設、また、必要な場合は、アマチュア無線の協力を受けることができる。

●資料編：「別表第20：県内の主な無線局の設置箇所一覧表」

(3) 電気通信施設の優先利用

専用通信施設が利用できない場合または利用することが困難な場合、水防関係で緊急を要する連絡は、有線電気通信法第8条の規定により、優先的に取り扱うことができる。

なお、水防関係施設に設置の電話回線で通信の確保に最低限必要な回線について、あらかじめNTTと関係機関で定めた回線（災害時優先電話）からの発信は、通信輻輳時に実施される通話の規制に関わらず利用することができる。

●資料編：「別表第21：災害時優先電話番号一覧表」

(4) 報道機関の利用

水防本部は、各種災害対策事項の伝達については、報道課を通じ放送局及び新聞社等の全面的な協力によってこれを報道するものとし、県内各機関及び住民は報道聴取の徹底に努める。また、停電時に対処するため、ラジオ等を備えるように努めるものとする。

2 水防情報室の設置

(1) 情報管理・収集

水防情報として、水防テレメータ、河川情報センター、国土交通省雨量レーダーを活用してきたが、これに加え平成 14 年度から、雨量、水位について国土交通省の保有するデータの相互交換の協定を結び活用できるようにした。

また、防災画像についても、平成 14 年度から相互協定を締結したことから、被災現場のヘリ画像、衛星通信車画像を受け、リアルタイムで迅速な災害対応を図っている。

●資料編：「協定 1：河川情報の提供及び相互交換に関する協定書」

「協定 2：防災画像情報の相互提供に関する協定」

「別表第 22：全県水防テレメータ総合回線系統図」

(2) 河川情報センターの活用

河川に関する情報提供の一元的機関を目指して昭和 60 年 10 月に設立された河川情報センターの端末機を設置し、水防体制の強化を図っている。

(3) 水防テレメータの活用

河川砂防課内に水防情報室を設置したことにより、県設置の観測施設をはじめ、ダム、排水ポンプ場や国土交通省設置の観測局データまで、県内の水防情報を一元管理できるようになった。

現在、水位 142 地点（うち 90 地点は危機管理型水位計）、雨量 126 地点、風向・風速・潮位 5 地点、補助ダム 13 地点、河川カメラ 153 地点、海岸カメラ 4 地点の水防情報をテレメータで管理している。

また、平成 18 年度より国土交通省が河川局、道路局、気象庁、都道府県のテレメータデータをインターネットで閲覧するシステム（市町村向け「川の防災情報」）の運用を開始し、市町の水防活動支援を行っている。

※危機管理型水位計とは、洪水時の水位観測に特化した水位計であり、河川周辺の住民の避難に役立てるために設置する水位計である。

第2節 唐津市の通信連絡

1 無線通信等

(1) 無線通信施設

市は、無線通信施設として、県と接続した市の防災行政無線・放送システムを保有し、災害対策緊急情報の収集・伝達のための体制を構築している。

特に防災行政無線に関しては、消防指令システムのデジタル多重回線を活用して、デジタル無線方式へ移行するとともに、既設の光ケーブルも併用した伝送路の二重化を行うことで通信体制を強化している。

また、呼子地区及び相知地区のIP告知放送システムも防災行政無線システムに接続することにより、情報伝達体制の一元化を図っている。

○図3-1：【唐津市災害情報通信システム図】（3-4ページ）

(2) 唐津市行政放送

チャンネルからつ（12ch）により、行政放送を各家庭等に配信する。

2 専用通信施設の使用

(1) 防災相互通信用無線電話

市は、災害現場において、防災関係機関が相互に協力し、円滑に防災活動を実施するため、必要な通信を行う場合、県の防災相互通信用無線電話を使用する。

【所有機関】

県、県警察、海上保安部、唐津市等市町、唐津港対策協議会

【県における設置場所】

危機管理防災課（統括対策部統括班）、唐津土木事務所

【使用周波数】

158.35MHz及び466.775MHzの全国共通波

(2) 水防通信（法第27条）

ア 市が、水防上緊急を要する通信に、使用することができる専用通信施設は、次のとおりである。

(イ) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号第2条、第5号）に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備の優先利用

(イ) 警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設、その他の専用通信施設

イ 市として、必要な場合は、アマチュア無線の協力を依頼する。

3 市の通信連絡方法

(1) 災害情報等の授受

水防に必要な情報の収集、予報・警報の伝達等について、次の各種通信手段を最大限活用し、水防等関連情報の授受に努める。

ア 県一斉指令システム、県防災行政無線

イ 市防災行政無線・280MHz 防災ラジオ及び消防指令システム

ウ 行政放送、市ホームページ及び市情報メール

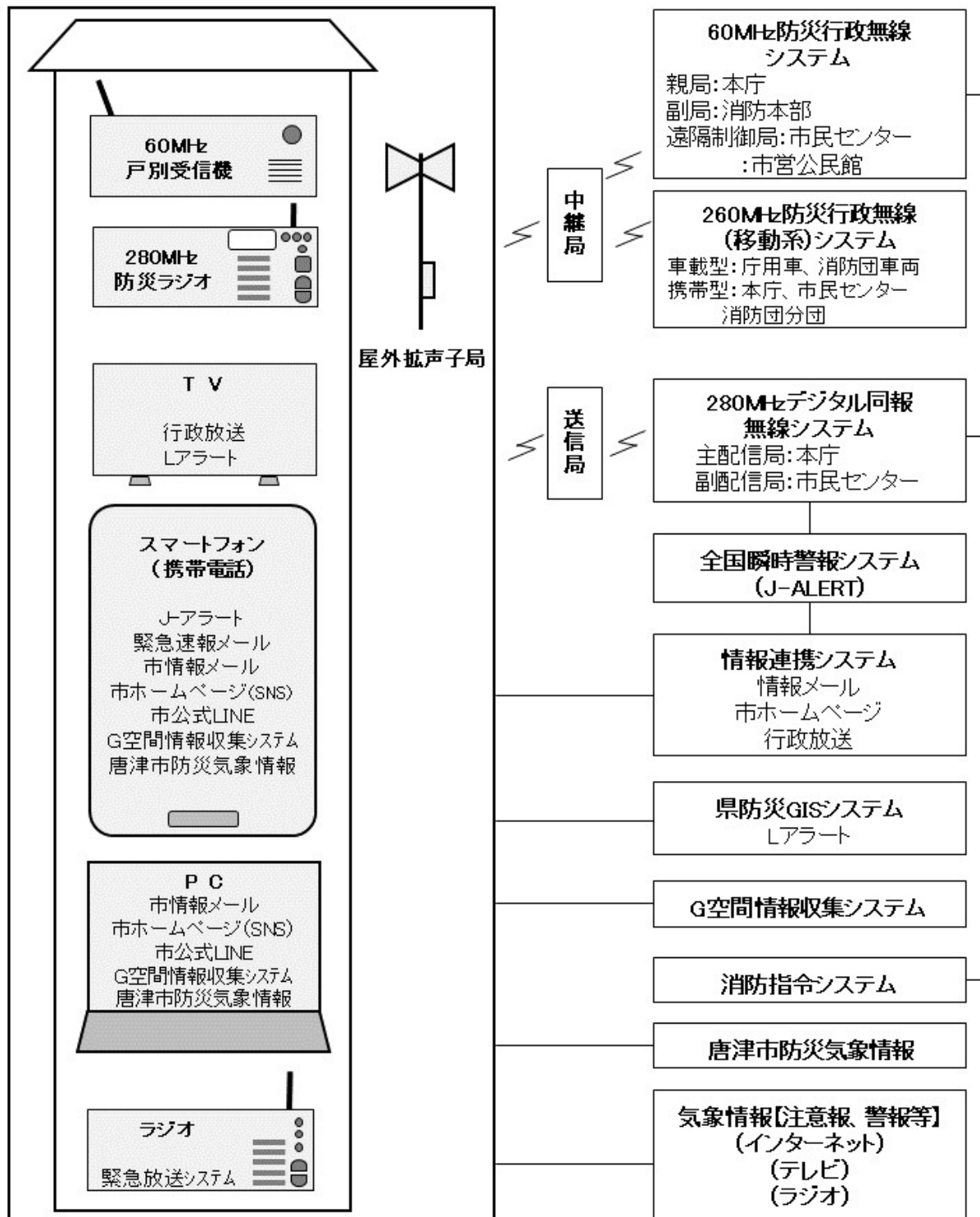
エ FMからつによる緊急災害等放送

オ NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルによる緊急速報メール配信

カ インターネット

キ 関係機関とのホットライン（電話、ファクシミリ等）

図3-1 【唐津市災害情報通信システム図】



(2) 停電時又は有線電話途絶時における通信連絡方法

ア 停電時又は有線電話途絶時においては、防災行政無線移動局又は、消防長に要請し消防無線移動局を派遣することにより、通信を確保する。

イ 市内無線局等の協力

市水防本部長が水防上特に必要があると認めるときは、市内無線通信施設所有者及び広報車所有者と協議のうえ、無線通信施設、広報車を利用して各市民センター等との連絡を図る。

●資料編：

「別表第21：災害時優先電話番号一覧表」

「別表第23：機関別無線局一覧表」

「別表第24：広報車所有者一覧表」

4 報道機関の利用

市水防本部は、各種災害対策事項の伝達については、県と連携し、市の企画部市政広報課を通じ、放送局及び新聞社等の報道機関等の全面的な協力によって、これを報道するものとし、市内各機関、各団体等及び住民は、報道聴取の徹底と停電時に対応するためラジオ等を備えるよう努める。

第4章 水防体制及び通報

第1節 県の水防体制

県は、水防計画において、次のように定めている。

1 水防体制

法第10条第1項及び気象業務法第14条の2第1項の規定に基づいて、佐賀地方気象台から水防に関する通報を受けたとき、その状況を判断し、通報雨量、通報水位、警戒すべき潮位等に達するおそれがあると思われる時は、県の水防計画の定めるところにより、“水防本部の編成及び分担任務”に基づき、「第1配備（準備）体制」、「第2配備（警戒）体制」、「第3配備（非常）体制」の3段階の水防配備体制を取り、常時の勤務から水防体制への切替えを确实迅速に行うとともに、実態に即応して勤務者を適宜交替させるなど、長期間にわたる非常時勤務活動の完璧を期する。

配備につく時期の指定は、水防本部副本部長が次に示す「水防配備体制」に従い発するものとする。ただし、気象状況の急変により副本部長の指示を受けるいとまがない時は、総括班長、各水防支部長が発し、その結果を速やかに副本部長に報告するものとする。各水防支部においては地域的气象状況を十分勘案し、水防本部及び近隣支部と連絡を密にし、適切な配備体制にいつでも入れるように配慮しておかなければならない。

(1) 水防配備体制

配備の種類	配備体制	指令の種類	配備指令を発する時期
第1配備（準備）体制	最少の人員（2名以上）をもってこれにあたり、主として情報連絡活動を行い事態の推移により直ちに招集その他の活動ができる体制	第1配備（準備）指令	大雨注意報、洪水注意報等、水防に係のある気象の注意報を受け、具体的水防活動を必要とするまでにはまだかなり時間的余裕があると判断される場合で、必要と認めるとき
第2配備（警戒）体制	少数の人員（4名以上）をもってこれにあたり、連絡活動を行い水防事態が発生すればそのままで水防活動が遅滞なく遂行できる体制	第2配備（警戒）指令	大雨警報、洪水警報等水防に係のある気象の警報を受け、水防事態発生が予想されるとき
第3配備（非常）体制	所属人員の全員をもって水防活動にあたる体制	第3配備（非常）指令	事態が切迫し、早急に水防活動を行う必要があると予想されるとき

（この指令は、事態に応じ準備指令から直ちに非常指令を発することもある。）

2 水防管理団体の水防体制及び活動

(1) 水防体制

水防管理団体の水防体制については、県に準ずるものとして、水防管理者はあらかじめその体制を整備しておくものとする。

なお、水防配備につく時期及び解除については、国土交通大臣及び知事の発する水防警報その他状況判断のうえ、水防管理者が自主的に行うべきであるが、水防上緊急を要する時は、法第30条に基づき知事が指示することができる。

なお、消防機関職員の出動の基準を示すとおおむね次のとおりである。

《 消防機関職員の出動の基準 》

ア 待 機

水防団待機水位(通報水位)に達し、なお上昇等の見込みがあるとき及び予報、警報などにより洪水、津波又は高潮のおそれがあるとき。土砂災害警戒情報等が発表されるなど必要と認めるとき。

イ 出動準備

水防団待機水位(通報水位)を越え、氾濫注意水位(警戒水位)を突破するおそれがあるとき及び予報、警報などにより洪水、津波又は高潮の危険を予知したとき。

ウ 出 動

氾濫注意水位(警戒水位)に達し、なお上昇のおそれがあるとき及び予報、警報などにより洪水、津波又は高潮の危険が切迫したとき。土砂災害警戒情報が発表され、避難指示が発令されたとき及び土砂災害危険箇所自主避難があったとき。津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態であつ必要と認めるとき。

3 気象・高潮・津波・洪水などに関する注意報・警報・特別警報等の伝達

(1) 注意報・警報・特別警報等の伝達

県が、佐賀地方気象台から注意報・警報等の通知を受けた場合、県の通常の伝達系統は図4-1【気象情報の伝達系統図】(4-4ページ)のとおりである。

《参 考》

- ・ 注意報……気象現象等によって災害が起こるおそれがあると予想した場合に、その旨を注意して行う予報
- ・ 警 報……気象現象等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想した場合に、その旨を警告して行う予報
- ・ 特別警報…気象現象等によって、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
- ・ 気象情報…気象等の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(2) 水防配備体制時の伝達

県水防本部長は、佐賀地方気象台から水防に関係ある注意報及び警報等の通知を受けたときは、必要に応じ水防配備体制に入り、防災無線その他の通信方法により各水防支部及び関係機関に通知する。

● 資料編：「別表第15：総合水防通信体系図」

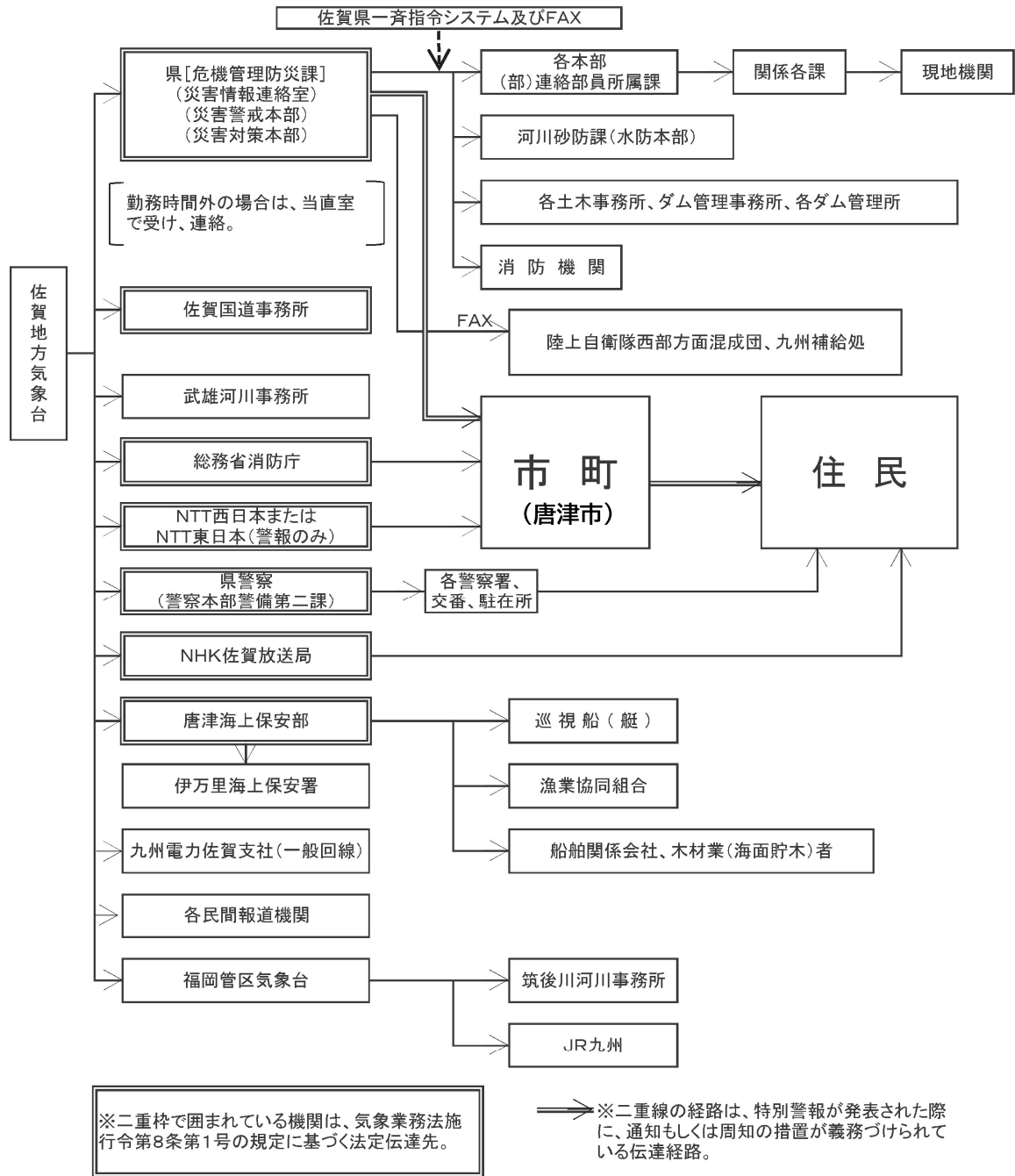
(3) 土砂災害警戒情報の発表

大雨により土砂災害の危険度が非常に高まっていることを知らせる事により、市町長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難を支援することを目的として発表される。

ア 発表内容：図4-2【土砂災害警戒情報例】(4-5ページ)

イ 発表方法：佐賀地方気象台及び佐賀県から、「佐賀県土砂災害警戒情報第〇号」として発表され、佐賀県一斉指令システムにより市町へ通報する。

図4-1 【気象情報の伝達系統図】



※津波の場合、次にあげる気象庁本庁または大阪管区からの伝達経路が加わる。

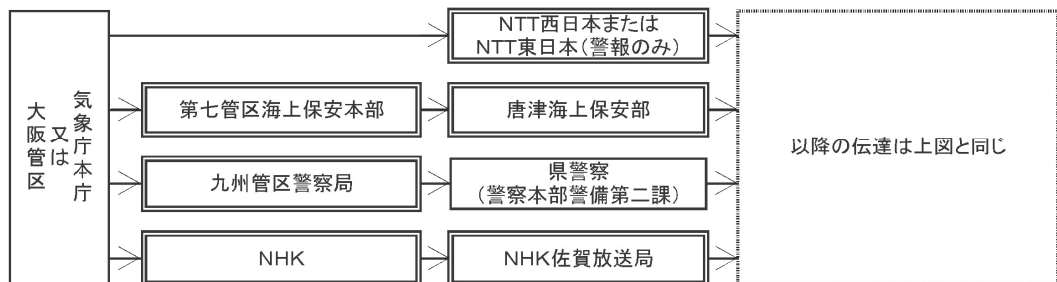


図4-2 【土砂災害警戒情報例】

佐賀県土砂災害警戒情報 第〇号

〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
佐賀県 佐賀地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】

佐賀市 多久市 小城市 神埼市* 武雄市 大町町 江北町 白石町* 鹿島市*
嬉野市

【警戒解除地域】

唐津市 玄海町 伊万里市 有田町

* 印は、新たに警戒対象となった市町を示します。

【警戒文】

<概況>
降り続く大雨のため、土砂災害警戒区域等では命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況です。

<とるべき措置>
避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕】。
崖の近くや谷の出口など土砂災害警戒区域にお住まいの方は、市町から発令される避難指示などの情報に留意し、少しでも安全な場所への速やかな避難を心がけてください。



警戒対象地域

警戒解除地域

問い合わせ先
0952-25-7162（佐賀県県土整備部河川砂防課）
0952-32-7027（佐賀地方気象台）

4 - 5

4 水位の通報等

(1) 水位の通報

水防管理者又は量水標管理者は、次の事項を正確迅速に水防支部に通報し、水防支部は直ちに本通報を水防本部及び関係水防管理者に通報しなければならない。

① 通報事項

水位観測所一覧に示す水防団待機水位（通報水位）に達し又は減水後同水位に復したとき、氾濫注意水位（警戒水位）に達し又は減水後同水位に復したときは、各々その時刻を、水防団待機水位（通報水位）を越えたときは、同水位に復するまで毎時その水位を、最高水位に達し減水に向かうときは、水位と時刻をそれぞれ通報しなければならない。

●資料編：「別表第 25：水位観測所一覧表」

② 通報の要領

通報は、第3章第1節「県の通信連絡」等により、防災無線その他もっとも正確かつ迅速な方法で行わなければならない。

(2) 水位の公表

量水標管理者は、次の事項を正確迅速に公表しなければならない。

① 公表事項…水位観測所一覧に示す氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

公表の要領…県HPの「すい防くん」の「水位現況表」に掲載することにより行う。

(3) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の公表

ア 県管理河川

水防支部は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報を正確迅速に関係水防管理団体及び水防本部に通知し、水防本部は報道機関等を通じて、住民に周知する。

① 通知及び周知事項

水位観測所一覧に示す、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、その旨を当該河川の水位又は流量を示して通知しなければならない。

●資料編：「別表第 25：水位観測所一覧表（県関係）」

② 通知及び周知の要領

通知については、「(1) 水位の通報」に同じ。また、住民への周知については報道機関、県の「防災ネットあんあん」等を通じて行う。

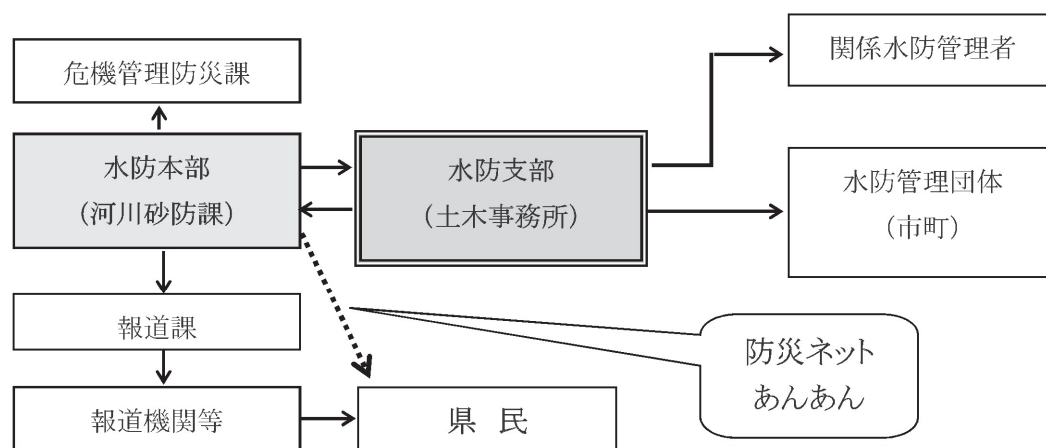
イ 国管理（直轄）河川

水防本部は、国土交通省各河川事務所から水位観測所一覧表に示す氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の通知を受けたときは、直ちに水防支部を通じて、関係水防管理団体に通知する。

●資料編：「別表第 25：水位観測所一覧表（国土交通省関係）」

【 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の経路 】

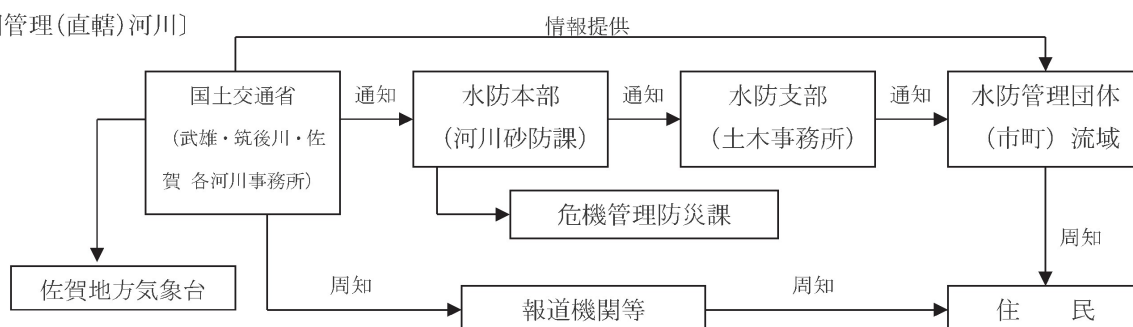
〔県管理河川〕



※県管理河川についての氾濫危険水位情報の発表・解除の通知及び周知（様式）

- 資料編：「様式1：『【警戒レベル4相当】〇〇川氾濫危険水位情報（発表）』」
- 「様式2：『【警戒レベル4相当】〇〇川氾濫危険水位情報（解除）』」

〔国管理（直轄）河川〕



(4) 水位の基準

水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）相当水位は次の基準の他、危険と判断される水位に達するまでの行動に必要な時間、頻度等を総合的に判断して決定した。

① 【警戒レベル1相当】水防団待機水位（通報水位）

氾濫注意水位（警戒水位）の8割程度とする。

② 【警戒レベル2相当】氾濫注意水位（警戒水位）

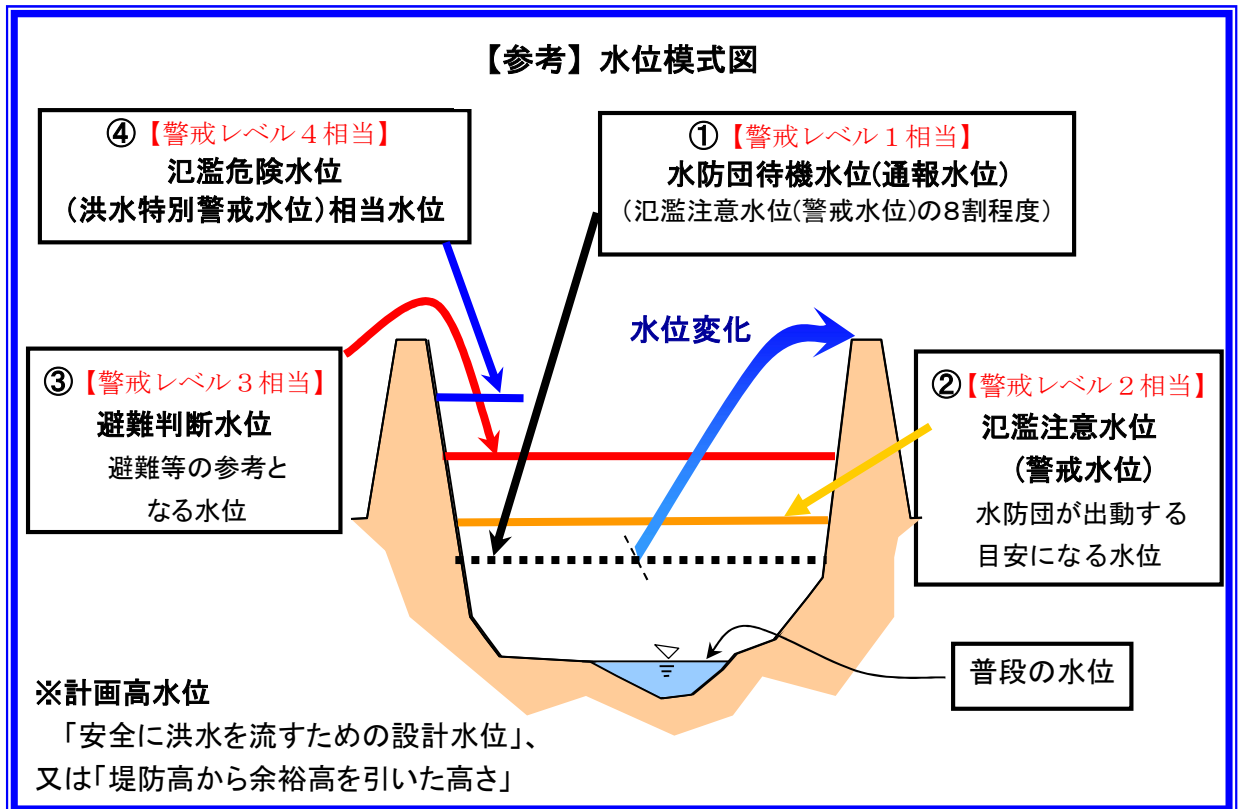
対象区間の状況、過去の洪水時の被害状況などから、災害発生水位と予想して定められるものであるが、通常は計画高水位の6割程度とし、また未改修部については堤防の上端（左右岸高低差がある場合は、低い上端を基準とする。）から5割程度とし、急流河川においてはこれよりさらに低くする。

③ 【警戒レベル3相当】避難判断水位

氾濫危険水位に到達するまでに、避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定を行う。

④ 【警戒レベル4相当】氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）相当水位

計画高水位、もしくは越水又は溢水が発生するまでの間に、避難指示の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇及び避難等に要する時間を考慮した水位のいずれか低い方の水位を設定する。



(5) 潮位観測施設

番号	海洋名	(観測所名) 位置	自己 普通	別	管理者所管	電話番号	観測所
1	唐津港	唐津市二タ子 三丁目地先	自	記	国土交通省	(0955) 72-3109	唐津 港湾事務所

5 洪水予報

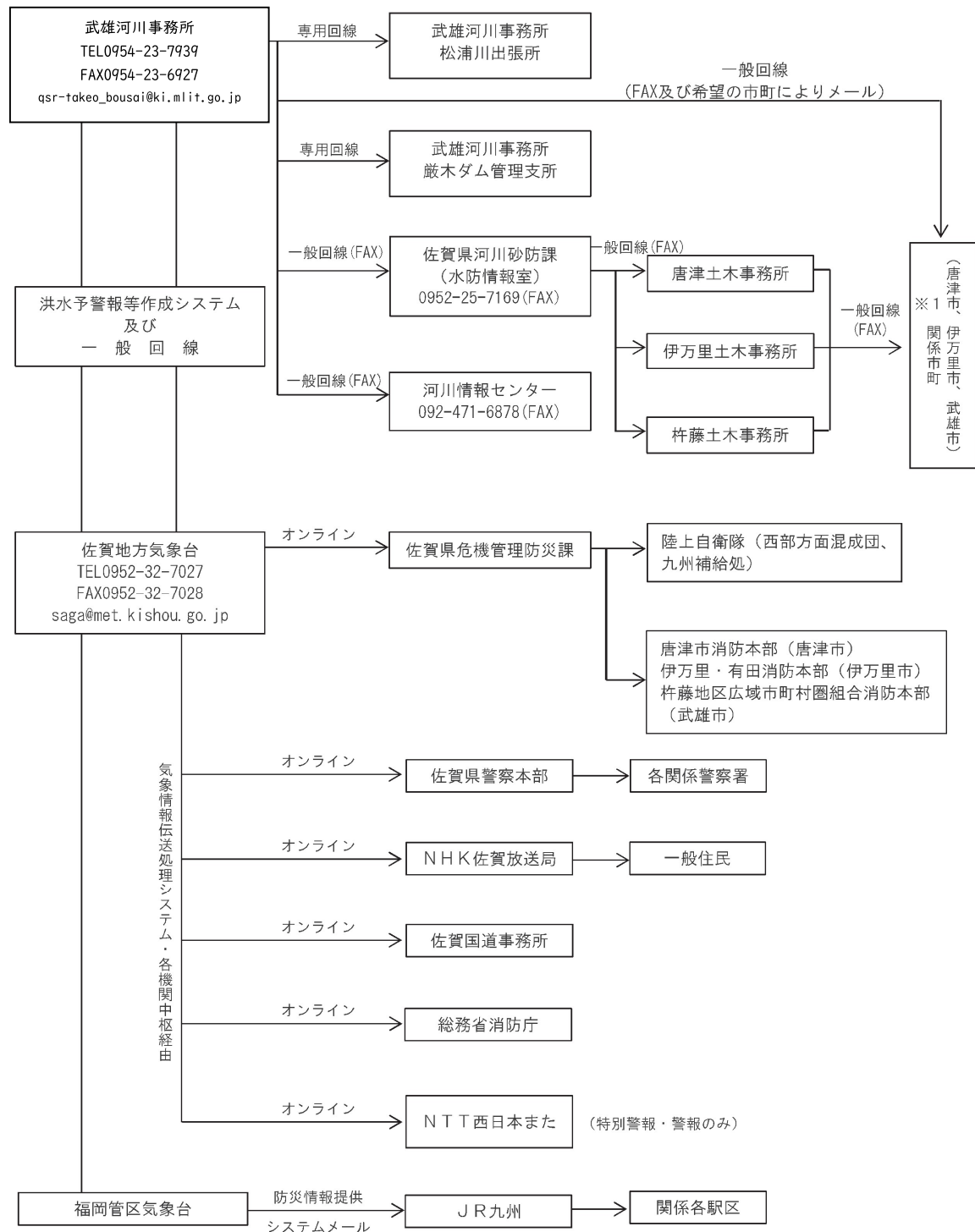
水防法及び気象業務法により水防に関する事務を行う国土交通大臣又は県知事と気象庁長官が共同して行う。洪水予報の種類には「氾濫注意情報」、「氾濫警戒情報」、「氾濫発生情報」がある。

《松浦川水系洪水予報》

(1) 武雄河川事務所と佐賀地方気象台とが共同で行う。

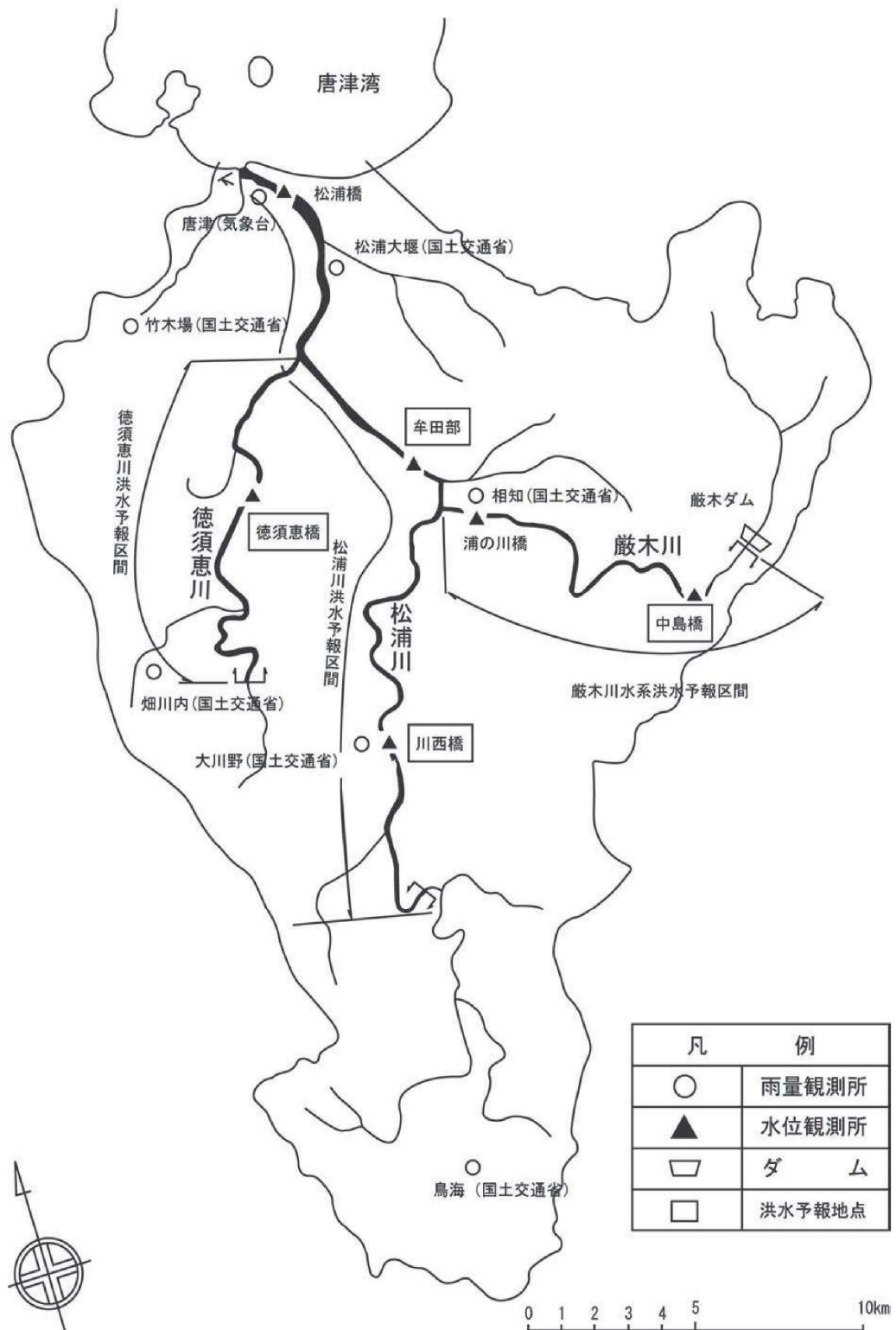
(2) 県関係の伝達系統図及び予報区間は図4-3【洪水予報伝達系統図】(4-9ページ)及び図4-4【洪水予報区間及び雨量・水位観測所配置図】(4-10ページ)のとおり。

図4-3 【洪水予報伝達系統図】



※1 水防法 (平成27年7月19日施行)
第13条の4 (関係市町村長への通知)
に基づく通知

図4-4 【洪水予報区間及び雨量・水位観測所配置図】



第2節 唐津市の水防体制

1 基本的考え方

市の水防体制については、水防管理団体の水防管理者として、県に準じて体制を整備する。

2 水防本部の設置

(1) 設置目的

県水防本部等と連携し、水防管理者としての事務を行う。

(2) 設置場所

総務部に設置する。

(3) 組織の構成

ア 水防本部長

唐津市長（不在時副市長）

イ 水防副本部長

副市長

ウ 本部員

(ア) 平常時及び災害等のおそれがあり、市災害対策本部条例で規定する災害対策本部等が設置されるまでの間

a 危機管理防災課員×1

b 総務課員×1

c 広聴広報課員×1

d 都市整備部員×1

e 農林水産部員×1

f 上下水道局員×1

(イ) 市災害対策本部条例で規定する災害対策本部等が設置された場合

上記(ア)の要員は、災害対策本部等の組織に包括し、所掌事務は災害対策本部の事務と兼務する。

エ 組織 図4-5【唐津市水防本部組織図】（4-15ページ）

(4) 設置、解除

ア 設置

市水防本部長は、次に定める状況において、水防上必要があると認めるときは、「第一配備(準備)体制」又は「第二配備(警戒)体制」、あるいは「第三配備(非常)体制」のいずれかの水防配備体制をとる。

(ア) 法第10条第1項の規定に基づいて、佐賀地方気象台又は県知事から水防に関する通報を受けた場合

(イ) 市域における通報雨量、通報水位、警戒すべき潮位等に達するおそれがあると思われる場合

(ウ) 県の水防配備体制がとられた場合等

イ 解除

市水防本部長が、水防体制が平常の組織体制で対応できると認める場合又は、市域における通報雨量、通報水位、警戒すべき潮位等から判断し、水防体制の必要性が低下したと認める場合等は、これを解除する。

ウ 発令、解除者

(ア) 市水防本部長

- (イ) 発令にあたり、気象状況の急変により、水防本部長の指示を受ける時間的余裕がないときには副本部長が発し、その結果を速やかに本部長に報告する。
- (ウ) 水防配備体制の発令、解除は、国土交通大臣及び県知事の発する水防警報その他の状況を判断のうえ、水防管理者が自主的に行うが、水防上緊急を要する時は、法第30条に基づき知事により指示される。

(5) 市の水防配備体制

配備の種類	非常配備体制の状況	配備体制 〔市地域防災計画との関連〕
第一配備(準備)体制	大雨注意報・洪水注意報等水防に関係のある気象の注意報を受けたが本格的な水防活動を必要とするまでには、まだかなり時間的余裕があると判断される場合等（準備段階を含む）	●総務部及び都市整備部職員等をもってこれにあたる。 主として県等との情報連絡活動等を行い、事態の推移により直ちに招集その他の活動ができる体制 〔災害情報連絡室が設置される前又は、設置された場合の体制〕
第二配備(警戒)体制	大雨警報、洪水警報等、水防に関係のある気象の警報を受け水防事態の発生が予想され警戒体制にはいる場合等	●総務部及び都市整備部職員等防災関係職員の約1/2～1/3をもってこれにあたる。 連絡活動等にあたり水防事態が発生すれば、そのままで水防活動が遅滞なく遂行できる体制 〔災害警戒本部が設置された場合の体制〕
第三配備(非常)体制	事態が切迫し、早急に水防活動を行う必要があると予想されるとき、非常体制に入る場合	●総務部及び都市整備部職員等水防関係職員全員をもって水防活動にあたる体制 〔災害対策本部が設置された場合の体制〕

(注) 配備体制区分は、段階的に移行するとは限らない。

(6) 主要活動内容

ア 水防管理に関する分掌事務

水防管理に関する分掌事務は、次に係る水防関係事務による他、水防本部長が命じた事項を行う。

(ア) 政策部広聴広報課

- 水防情報の住民に対する情報の伝達及び広報等に関すること。
- 記者発表その他報道に関すること。
- 報道機関との連絡及び相互協力に関すること。

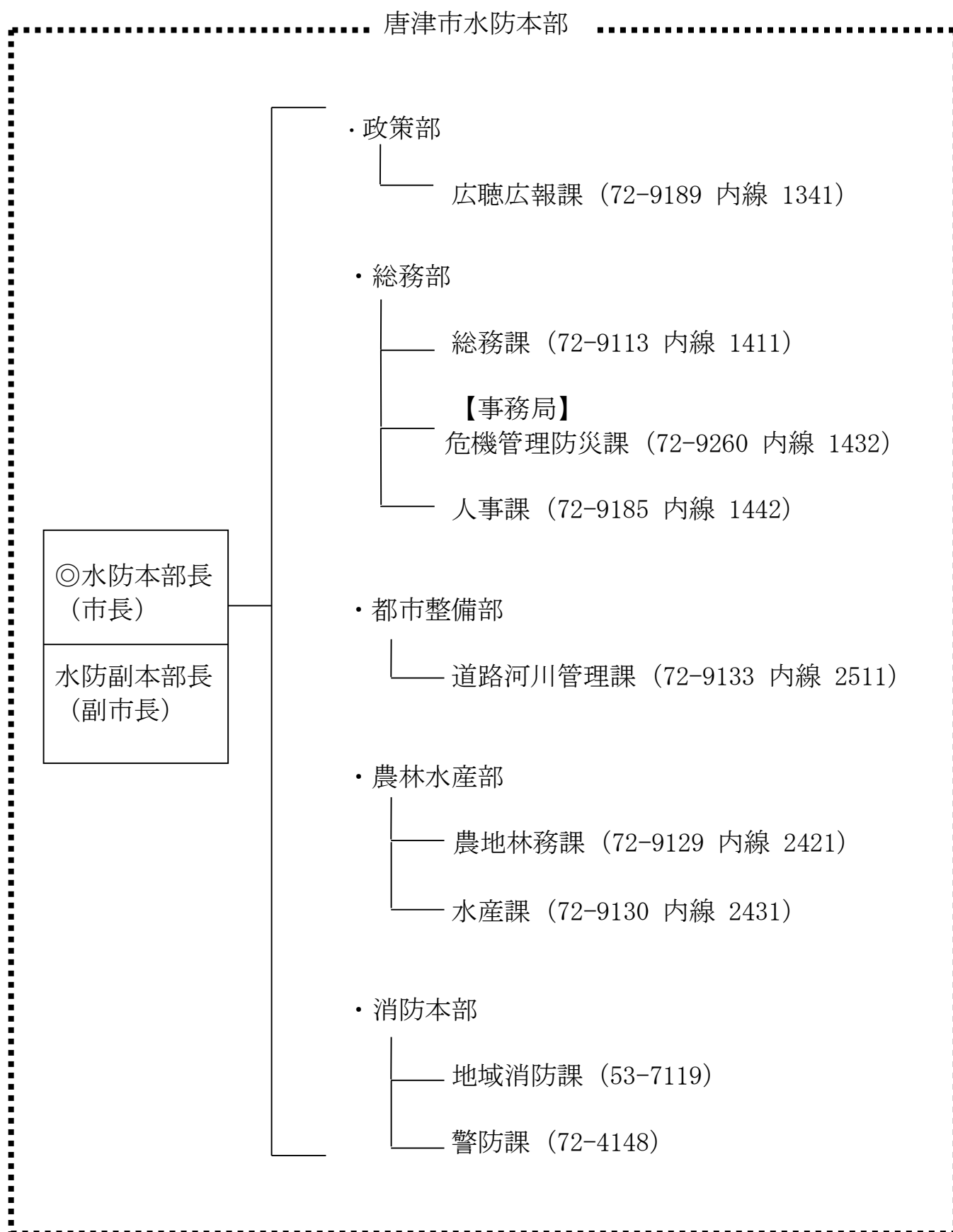
(イ) 総務部危機管理防災課

- 水防本部に関すること。
- 水防管理団体としての事務の総括、統制等に関すること。
- 水防管理団体としての水防に要する費用に関すること。
- 水防訓練に関すること（法第32条の2）。

- e 水防上緊急を要する通信のために電気通信事業法に規定する電気通信事業者等の通信施設その他専用通信施設の使用に関する事（法第 27 条）。
 - f 区域の居住者に対し、避難のための立ち退き指示及び警察署長に対する通知（法第 29 条）。
 - g 次に示す水防協力団体に関する事。
 - ①水防協力団体の指定、取り消し（法第 36 条）
 - ②水防協力団体の業務の監督（法第 39 条）
 - ③水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
 - h 水防倉庫に関する事等
- (ウ) 総務部総務課
- a 水防のため必要があるときの警察官に対する援助の要求に関する事（法第 22 条）。
 - b 水防のため緊急の必要があるときの他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対する応援の要求に関する事（法第 23 条）。
 - c 居住者等の水防義務に基づく水防従事措置に関する事（法第 24 条）。
 - d 堤防その他の施設が決壊時における通報及びはん濫による被害拡大防止に関する事（法第 25 条）。
- (エ) 総務部人事課
- a 水防従事者に対する災害補償に関する事（法第 45 条）等
- (カ) 農林水産部農地林務課
- a 土地改良事業に関する事。
 - b 農地及び農業用施設の災害防止並びに復旧工事に関する事。
 - c 農村環境の整備に関する事。
 - d 上場開発事業に関する事。
 - e 農地及び農業用施設の整備に関する事。
 - f 土地改良区との連絡調整に関する事等
- (キ) 農林水産部水産課
- a 漁港の整備に関する事。
 - b 漁港施設の維持管理に関する事。
 - c 水産関係団体に関する事。
- (ク) 都市整備部道路河川管理課
- a 水防計画に関する事（法第 33 条）。
 - b 水防に関し県水防本部（河川砂防課）及び県水防支部（唐津土木事務所）等との事務連絡・調整に関する事。
 - c 水防管理団体としての水防に要する費用に関する事。
 - d 水防のため緊急の必要があるとき、水防の現場等における次に示す処置及び損失補償に関する事（法第 47 条）。
 - ①土地の一時使用
 - ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収容
 - ③車両その他運搬用機器の使用
 - ④工作物その他の障害物の処分
 - e 水防に関する報告に関する事（法第 47 条）。
 - f 道路及び河川の施策の企画推進に関する事。
 - g 準用河川の指定及び廃止並びに占用及び使用に関する事。
 - h 治水事業及び砂防事業に関する事。

- i 河川の改修及び維持管理に関すること。
- j 道路、河川及び橋梁の災害防止並びに復旧工事に関すること。
- k 道路及び河川の関係団体に関すること。
 - 1 水閘門に関すること等
- (ク) 消防本部地域消防課
 - a 消（水）防団に関すること。
 - b 消防事務との調整に関すること（法第50条）。
- (ケ) 消防本部警防課
 - a 消防本部内の取りまとめ及び県水防本部、市水防本部事務局等との事務連絡・調整に関すること。
- イ 県の水防配備体制がとられた場合や、市が災害対策本部条例で定められた災害対策本部等を設置した場合は、これらと密接な連携をとり、水防に係る事務を行う。

図4-5 【唐津市水防本部組織図】



第5章 水 防 活 動

第1節 堤防等の巡視及び水防箇所等

1 河川等の巡視

- (1) 水防管理者及び消防長並びに消防団長は、県水防本部・支部等と連携し、法第9条の規定に基づき、河川管理者の協力を受け、第2章、第3節、1「水防施設等の監視及び警戒の重点地区」に示す地区を重視して、随時市域内の河川、海岸、堤防等を巡視する。
- (2) 水防上危険であると認められる地区があるときは、当該河川、海岸、堤防等の管理者に連絡して、直ちに水防体制を整え、県水防支部長（唐津土木事務所）を通じ、県水防本部長（河川砂防課）に連絡し、必要な措置を求める。
- (3) 災害発生又はそのおそれがある場合にあっては、唐津市災害対策本部条例に基づく災害対策本部等の体制と連携する。

2 水災防止施設等管理者の措置

総務部、農林水産部及び都市整備部は、所管に属する河川、海岸、湖沼、道路、砂防設備、林地荒廃防止施設、漁港、農業用施設等、水災防止に関係あると認められる地区があるとき及び消防長や消防団長並びに住民等からの連絡を受けたときは、必要な措置を講じる。

3 立退き避難指示予定場所の把握

水防管理者は、各市民センターと連携し、立退き避難指示予定場所の状況に関して、適宜に巡視を行い避難の実行の可能性等を常に把握し、直ちに避難が出来る体制を整備しておくものとする。

●資料編：「別表第26：立ち退き避難指示予定場所」

第2節 雨量水位等の把握

雨量、水位、潮位の把握にあたっては、佐賀県河川情報（すい坊くん）及び日本気象協会情報等を活用する。

1 佐賀県河川情報（すい坊くん）の活用

総務部危機管理防災課は、市の雨量観測器による雨量の状況を定期的に把握し、佐賀県河川情報（すい坊くん）からの雨量、水位、潮位、ダム情報、風向風速等を収集するとともに、県水防本部（支部）等と連携して、市域に関する水防関連情報を定期的に把握、検討し、水防対策に反映する。

●資料編：「様式3：雨量観測記録表」

《佐賀県河川情報（すい坊くん）主要データ》

- ・雨量情報
雨量現況表、雨量経緯表、降雨中最大雨量一覧表、グラフサムネイル
- ・水位情報
水位現況表、水位経緯表、降雨中最高水位一覧表、グラフサムネイル
- ・危機管理型水位計
- ・ダム情報
ダム現況表、ダム経緯表、河川流量経緯表
- ・潮位情報
潮位現況表、潮位経緯表
- ・風向風速情報
風向風速現況表、風向風速経緯表
- ・監視カメラ
河川監視カメラ、有明監視カメラ
- ・基準値超過情報
水位基準値超過表

《参考》

・雨量計測地点

切木	徳須恵	今坂	鶴牧	双水
天川	田頭	山瀬	町田	伊岐佐ダム
平木場ダム	竹木場	星領	広川	相知
厳木ダム	二タ子	大橋	赤木	浜崎
藤川	梅豆羅橋	宇木		

2 唐津市防災気象情報の活用

ウェザーニュース社が提供する唐津市防災気象情報を活用し、発表中の防災情報、ピンポイント予報、雨雲の様子、雨量情報、水位情報等の情報を収集する。

第3節 水防警報等の受領

1 国土交通大臣及び県水防本・支部からの水防警報の受領

市水防本部は、市域における国土交通大臣が指定した松浦川、厳木川、徳須恵川の河川及び県知事が水防警報を発令する半田川、宇木川、玉島川、横田川の河川並びに浜玉唐津海岸に関する水防警報を県水防本部から県水防支部を経由して受領する。

《参考》

- 1 地震による堤防の漏水・沈下等への場合又は津波の場合は、水防警報発令基準に準じて水防警報を発表する。
- 2 水防警報の発令基準、内容等の細部は、第2章、第5節「水防警報」参照

2 洪水予報の受領

市水防本部は、武雄河川事務所と佐賀地方気象台とが共同して行う、松浦川水系に係る「注意報」「警報」「情報」の武雄河川事務所からの洪水予報を、県水防支部（唐津土木事務所）から加入回線（FAX）で受領するとともに、佐賀気象台から送られる「警報」をNTT西日本を経由して受領する。

第4節 水防に関する情報の伝達等

市の水防に関する情報の伝達要領は、次のとおりとする。

1 市水防配備体制等の情報伝達

市水防本部長は、市水防計画に定める水防配備体制に入った場合及び水防に関する各種情報を伝達する場合は、本計画の第3章、第2節、3「市の通信連絡方法」に示す防災行政無線、280MHz 防災ラジオ、情報メール及び行政放送等を活用し情報を伝達する。

2 水防警報の伝達

市水防本部は、県水防本（支）部から「待機警報」「準備警報」「出動警報」「解除」の警報等を受領した場合、消防（団）、各支所及び住民等に対し市水防配備体制等の情報伝達要領に準じて、各種手段を講じ迅速に伝達し周知する。

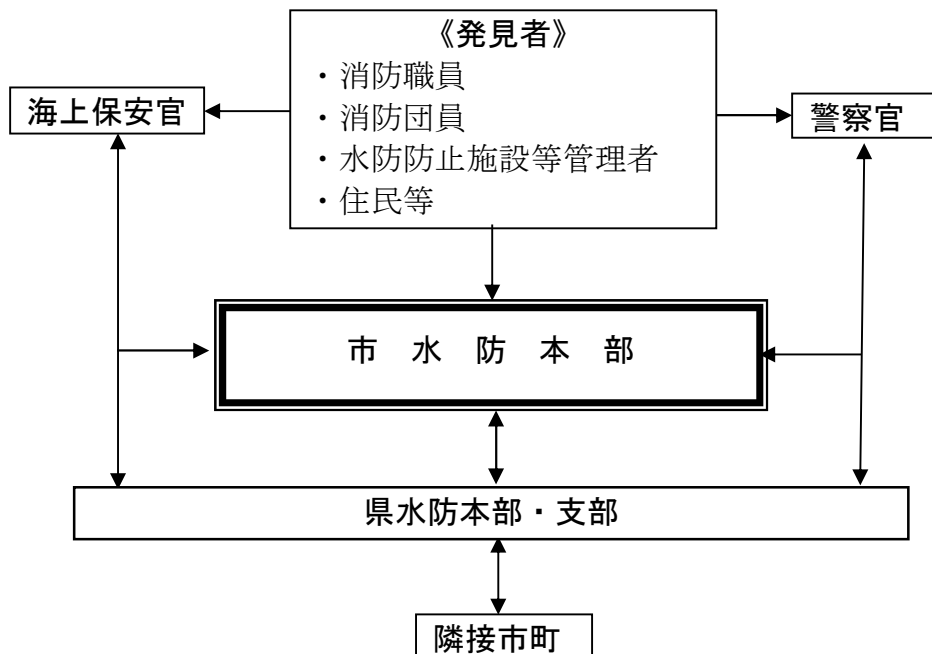
3 洪水予報の伝達

市水防本部は、洪水予報を受領した場合の伝達は、水防警報の伝達に準じて行う。

4 堤防等決壊時の通報は次のとおり。

市水防本部長は、堤防その他の施設が決壊した旨連絡を受けた場合、直ちに県水防本部・支部長等に連絡するとともに、県水防本部等と連携し、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

堤防等決壊時の通報系統図



5 注意報・警報等の伝達

佐賀地方気象台からは気象業務法（第13条、第14条の2）に基づき、県下における気象・地象等について、予報及び警報を関係機関に通知され、県からの情報の受領及び市による伝達は、次のとおりである。

(1) 県からの予報及び警報等の受領

市水防本部長は、第4章、第1節、3「気象・高潮・津波・洪水などに関する注意報・警報・特別警報等の受領」により受領する。

(2) 市による予報及び警報等の伝達

市水防本部長は、水防に係る予報及び警報の通知を受けたときは、必要に応じ水防体制に入り、第3章、第2節、3、「(1) 災害情報等の授受」図3-1「唐津市災害情報通信システム図」を活用し、情報メール、行政放送等により住民に伝達広報する。

第5節 水防信号及び標識

1 県の水防信号及び標識

県は、水防信号及び標識について水防計画に次のように定めている。

法第18条及び第20条の規定による「佐賀県水防信号及び標識に関する規則(昭和24年佐賀県規則第53号)」に定める水防に用いる信号及び標識は次のとおりである。

(1) 水防信号

第1信号：氾濫注意水位に達したことを知らせるもの。

第2信号：消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

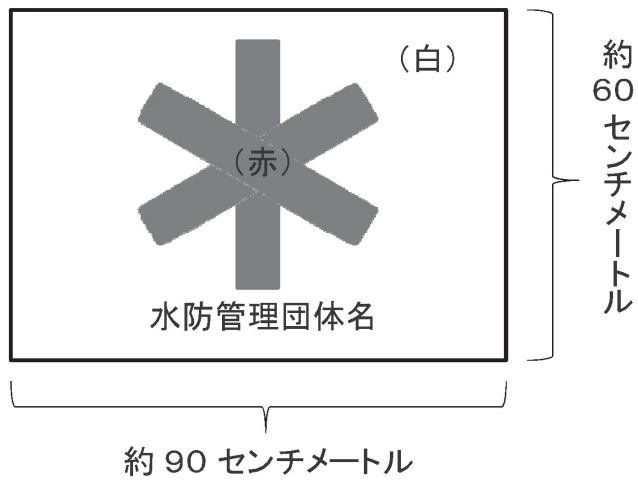
第3信号：当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

第4信号：必要を認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

方法 区分	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第1 信号	○休止 ○休止 ○休止	○ー休止 ○ー休止 ○ー休止 約5秒 約5秒 約5秒 約15秒 約15秒 約15秒
第2 信号	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	○ー休止 ○ー休止 ○ー休止 約5秒 約5秒 約5秒 約6秒 約6秒 約6秒
第3 信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	○ー休止 ○ー休止 ○ー休止 約10秒 約10秒 約10秒 約5秒 約5秒 約5秒
第4 信号	乱 打	○ー休止 ○ー休止 約1分 約1分 約5秒 約5秒
備考	1 信号は適宜の時間継続する。 2 必要があれば警報信号及びサイレン信号を併用する。 3 危険が去った時はその旨口頭伝達する。	

(2) 水防標識

車輛の緊急優先通行標識は次のとおりである。



2 市による水防信号及び標識の周知

- (1) 市は、県水防計画に示す水防信号及び標識について、主要関係部署に対し、市水防計画等を配布するとともに、唐津市ホームページに掲載する等により、周知を図る。
- (2) 市は、水防信号を発する事態が発生した場合は、県と連携し速やかに情報メール、防災行政無線、行政放送、広報車等で周知を図る。

第6節 消防機関の活動

市水防本部長（市長）は、法第17条の規定に基づき水防警戒が発せられたとき、水位が県知事の定める警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、消防機関の出動又は出動準備等を命令する。

1 水防隊の編成

市が水防配備体制を発令したときは、消防隊編成に準じ、状況に応じた分隊数を編成する。消防団にあっては地元を中心に消防隊編成に準じた水防隊を編成する。水防隊は、市が水防配備体制を解除するまでの間編成するものとする。

2 消防団の活動

- (1) 洪水に際し、水害を警戒し、及びこれによる被害を軽減し、もって、公共の安全を保持するため、法第17条の規定による水防警報等を受けたときから洪水による危険が除去されるまでの間、本計画及び唐津市地域防災計画で定めるところにより活動するものとする。
- (2) 消防団は、消防組織法第18条の規定により、消防長又は消防署長の管轄の下に行動するものとし消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

3 消防機関職員の待機、出動準備、出動の行動基準

消防機関職員は、常時通信連絡体制を保持し、行動基準は次のとおりとする。

(1) 待機

消防職員及び消防団員は、常時連絡体制をとりつつ、招集に応じられる体制とする。

(2) 出動準備

消防職員及び消防団員の招集を行い、警戒等情報収集に努め、そのまま出動できる体制とする。

(3) 出動

指示指令により出動する

《参考》

【消防機関職員の出動発令区分】

「待 機」

- ・水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇の見込みがあるとき及び予報、警報等により洪水、高潮発生のおそれがあるとき

「出動準備」

- ・水防団待機水位（通報水位）を越え、警戒水位を突破するおそれがあるとき及び予報、警報等により洪水、高潮の危険を予知したとき。

「出 動」

- ・氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき、及び予報、警報等により洪水、高潮の危険が切迫したとき。

4 水防法で定められている消防機関の出動時における水防のための権限等は次のとおりである。

(1) 優先通行（法第18条）

都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(2) 緊急通行（法第19条）

消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(3) 水防信号（法第20条）

ア 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

イ 何人も、みだりに水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(4) 警戒区域（法第21条）

ア 水防上緊急の必要がある場合においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対して、その区域の立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることが出来る。

イ 消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、上記アに規定する者の職権を行うことができる。

第7節 水門、閘門の操作

市は、堰堤等の管理者として、第2章、第4節、「3 市による堰堤等の管理」に示す、ダムの堰堤の操作及び排水ポンプの管理受託者としての松浦川排水ポンプの操作を実施する。

第6章 自衛隊及び警察官の出動要請

第1節 県による自衛隊及び警察官の出動要請

県は、自衛隊及び警察官の出動要請について、水防計画で次のように定めている。

1 自衛隊の災害派遣

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、佐賀県地域防災計画に定めるところにより、県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

県知事は災害に際して、人命又は財産の保護のため必要ある場合は、自衛隊法第83条の規定により部隊等の派遣を要請することができる。

災害派遣要請に係る県の要請手続きについては「佐賀県地域防災計画第2編第3章第6節自衛隊災害派遣要請計画」による。

2 警察官の出動要請

法第22条により水防管理者は、水防上必要な場合、警察署長に対し出動を要請することができる。

第2節 唐津市による自衛隊及び警察官の出動要請

1 自衛隊の災害派遣

市水防本部長（市長）は、水害等が発生し、人命救助又は財産の保護のため必要があると認める場合は、県知事に対し、自衛隊の災害派遣出動を要請するよう求める。

2 警察官の出動要請

市水防本部長（市長）は、水防管理者として、水防上必要な場合、警察署長に対し出動を要請する。

第7章 水防管理団体の水防計画及び水防管理団体等との相互協力

第1節 水防管理団体の水防計画

- 1 市は、県指定水防管理団体として、毎年水防計画を県の水防計画に準じて樹立し、雨期頃までに土木事務所を経由して知事に協議する。
協議を行った水防計画は、関係機関に送付する。
- 2 水防管理団体として作成する市水防計画は、唐津市防災会議にはかつて、樹立するものとする。
- 3 市は、水防管理団体として、水防の目的を完全に達成するための組織の整備資器材、特に通信施設の充実、通信連絡方法等の合理的な運営を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定し、できる限り具体的に計画を樹立し、その要旨を公表して住民に周知徹底させるものとする。

第2節 水防管理団体相互の協力

市は、水防管理団体として、隣接する水防管理団体と予め協力応援等水防事務に関して相互協定をなし非常態勢の準備を整えておくものとする。

第3節 ボランティア団体の活用

市は、水防管理者として、災害救援ボランティアセンターを設置する市社会福祉協議会等関係機関と連携・協力するとともに、防災関連NPO法人等と連携する。

また、災害時の情報収集・応急対策等の円滑な実施に資するため、県及び関係機関等との連絡調整、連携を図り災害時体制を整えておく。

第4節 水防協力団体の指定

市は、水防管理者として、特定非営利活動法人であって、次の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。(法第36、37条)

水防協力団体は以下に掲げる業務を行うものとする。

- 1 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 3 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 4 水防に関する調査研究を行うこと。
- 5 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 6 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第5節 衛生的環境の確保等に対する関係機関との相互連携

市は、水防管理者として、水防活動実施にあたり、衛生的環境の確保等について、唐津保健福祉事務所等の関係機関と緊密な連携を保持し住民の安全の保持を図る。

第8章 水防訓練及び水防啓発

第1節 県の水防訓練

市は、水防管理団体として、県の実施する水防工法、避難立ち退き、通信連絡及び応急救護等の総合訓練に協力する。

第2節 唐津市の水防訓練

市は、水防管理団体として、次の事項についての水防訓練を雨期頃までに行い、特に一般住民の参加を求め、水防思想の高揚に努める。

《 訓練の項目 》

- 1 観 測（水位、潮位、雨量、風速）
- 2 通 報
- 3 動 員（消防機関の職員、居住者の応援）
- 4 輸 送（資器材、人員）
- 5 各水防工法
- 6 樋門等の操作
- 7 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

第3節 水防啓発

- 1 市は、水防管理団体として県と連携し、県治水砂防協会、水防管理団体と協力し、市民一般に水防の重要性についての広報活動を行い、水防意識の高揚を図る。
- 2 水防月間の啓発のため、県が作成するポスター、リーフレット、水防のしおりを配布するとともに、水防活動の理解のため、県が行う市内全小中学校に対する水防関係のリーフレット等の配布に協力する。

第9章 そ の 他

第1節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

2 公用負担権限証明書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される次に示す証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示しなければならない。

公用負担命令権限証		
	〇〇消防団〇〇部長	
	何 某	
上記の者に	区域における水防法第 28 条	
	第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。	
	年 月 日	
	〇〇水防管理者（〇〇消防機関の長）	
	何 某	印

3 公用負担命令書

法第 28 条の規定により公用負担の権限を行使する者は、原則として次に示す証票 2 通を作成してその 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずるものに手渡さなければならない。

第	号		
公 用 負 担 命 令 書			
目的物	種類	員数	
水防法第 28 条第 1 項により（収用処分）する。			
年 月 日			
〇〇水防管理者（〇〇水防機関の長）			
何 某 印			
〇	〇	殿	

4 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第2節 水防活動実施報告

- 1 市は、水防管理団体として、1に準じて次の県様式により水防支部を経由し、県水防本部長に報告する。

○様式9－1：「水防活動実施報告」（9－3ページ）

様式9-1

水防活動実施報告

〇〇水防支部

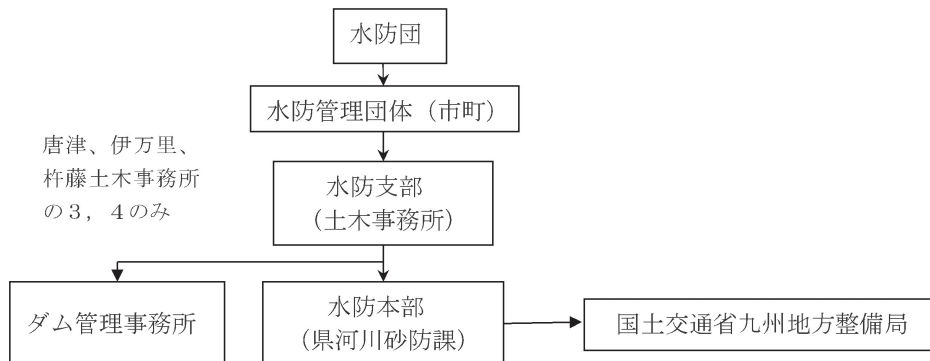
〇〇水防管理団体（ 月分）

出水の概況		はん濫注意水位（警戒水位） 川 雨 量 m mm							
水防実施 箇所		左 岸 地先 m 川 右							
日 時		自 月 日		時 至		月 日		時	
出 動		水防団員		消防団員		その他		合 計	
人 員		人		人		人		人	
水防作業の 概況及び 工法									
水防 の 結 果	効果	堤防 m	田 m ²	畑 m ²	家 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用 資 器 材	土のう				居住者の				
	シート類				出動状況				
	縄・ロープ類				水防関係者の				
	杭・丸太・鉄杭				死傷				
	その他				雨量・水位の 状況				
水防活動に 関する自己 批判									
備 考									

（注）水防を行った箇所ごとに作成すること。

2 国土交通省管理河川及び県管理河川については、以下の情報伝達系統により別途報告する。

- (1) 様式9－2：「一般被害一覧（例）」（9－5ページ）
- (2) 様式9－3：「水防活動状況（例）」（9－6ページ）
- (3) 様式9－4：「避難状況（例）」（9－7ページ）
- (4) 浸水区域等を記入した市町図



【参考資料】

●資料編

「水防法（昭和24年6月4日法律第193号）（抄）抜粋」

様式9－2

一般被害一覧（例）

〇〇川水系		佐賀県		〇年〇月〇日出水、台風〇号		〇年〇月〇日〇時〇分現在	
-------	--	-----	--	---------------	--	--------------	--

市 町 村 名			◇◇市	△△町	...		
人的被害	死者		人				
	負傷者		人				
	行方不明		人				
家屋被害	全壊		戸				
	半壊		戸				
	流失		戸				
	床上浸水		戸				
	床下浸水		戸				
	非住家被害		戸				
耕地被害	水田	流失・埋没	町歩				
		冠水	町歩				
	畑	流失・埋没	町歩				
		冠水	町歩				
土木施設 関係被害	道路被害		ヶ所				
	橋梁流失		ヶ所				
	堤防決壊		ヶ所				
	山(崖)崩れ		ヶ所				
	鉄・軌道被害		ヶ所				
罹災者概数			人				
罹災世帯数			戸				
摘 要							

様式9－3

水防活動状況（例）

水防活動状況（例）											
〇〇川水系		佐賀県		〇年〇月〇日出水、台風〇号				〇年〇月〇日〇時〇分現在			
河川名	基準 観測所	水防活動時刻		水防活動地先（距離標）		水防活動を 行った原因	工法 活動内容	主要 資材	活動人員	効果	備考
		開始日時	終了時刻	自	至						
◇◇川	□□橋	〇月〇日 〇時〇分	〇月〇日 △時◇分	右岸 5/200 〇町×地区	右岸 6/000 〇町×地区	越水	土嚢積み	麻袋	△水防団 15 人	越水を防げた	
△△川	〇〇橋	〇月〇日 〇時〇分	〇月〇日 △時◇分	左岸 1/400 〇町×地区	左岸 1/800 〇町×地区	水防警報 「出動」 の通知	警戒パト ロール	－	〇水防団 10 人	－	

※工法、活動等の状況が変わり次第、報告する。

様式9－4

避難状況（例）

〇〇川水系	佐賀県	〇年〇月〇日出水、台風〇号	〇年〇月〇日〇時〇分現在
-------	-----	---------------	--------------

市町村名	地区名	日付	時間	避難状況	避難人数	避難場所	備考
◇◇市	△△地区	〇月〇日	〇：〇	避難指示発令	30人	□◇小学校	避難人員は増加見込み。
			〇：〇	避難指示発令中	70人追加計100人	□◇小学校	飲料水の支給。
		〇月×日	〇：〇	避難指示解除	100人	□◇小学校	

※避難状況、避難人数等、状況が変わり次第、報告する。